

財産分与と共有物分割の相違からみる

財産分与課税の射程に関する一考察

—夫婦財産の帰属に関する事実認定に焦点を当てて—

吉野 徳晃

1 研究の目的（問題の所在）

財産分与と譲渡所得の課税関係に係る最高裁の見解が初めて示されたのが、最判昭和 50 年 5 月 27 日第三小法廷判決、いわゆる、名古屋医師財産分与事件である。同判決において、不動産等の財産分与が完了すれば、分与者は、分与義務の消滅という経済的利益を享受したことになる」と判示し、譲渡所得課税を是認した。この判決を受けて課税実務においては、所得税法基本通達 33-1 の 4 が発遣され、財産分与によって分与者に譲渡所得が課税されることが明示され、同判決の見解は今日に至るまで支持され続けている。

一方、国税不服審判所平成 6 年 6 月 30 日裁決では、収入が同程度である共働き夫婦が連帯して債務を負って購入した夫名義の土地が夫婦の共有財産であると事実認定されたことによって、共有物分割に該当するから妻に所有権を移転登記したことによる譲渡所得は発生しないとして、財産分与課税を主張する課税当局を斥け、納税者が勝訴した。

この論点は、納税者側が積極的な主張立証を行うことで、形式的には一方配偶者名義の財産であっても、実質的には原始的な夫婦の共有財産であると認定され得ることを示唆するものであり、納税者側が反証をしないと実態とかけ離れた課税結果になってしまう可能性があるといえる。しかし、どのような事実関係にあれば、夫婦財産が一方配偶者名義の特有財産と認定されて財産分与課税の対象となるのか、あるいは、共有財産と認定されて共有物分割の対象となるのか、が必ずしも明確になっていない。

2 研究方法

本論文では、どのような事実関係にあれば、一方配偶者名義の財産が特有財産であると観念されるのか、あるいは、共有財産であると観念されるのかについて、過去の裁判所・国税不服審判所の事実認定に焦点を当てて検討することとする。

しかしながら、夫婦の形態は多種多様であることから、財産形成にあたっての各配偶者の貢献の仕方は、家事・育児等による貢献、稼得収入による金銭的な貢献、など区々であるため、夫婦財産の帰属関係を検討するにあたっての事実認定の基準も、夫婦の形態に応じて異なるものと推察される。そのため、本論文では、夫婦の形態を三つに分類する。第一は、夫婦の一方のみが働いている片働きパターン（専業主婦型）、第二は、夫婦が共に給与所得者であるなど、夫婦双方に稼得収入があるパターン（共稼ぎ型）、第三は、夫婦で家業を営み、形式上一方配偶者のみに稼得収入があるパターン（家業共同経営型）である。以上、「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」の三つに分類し、過去の裁判所・国税不服審判所の事案の分析を踏まえて事実認定の基準を検討することとしたい。これによって、財産分与と共有物分割の区分を明確にする実益は大きいと考える。

3 結論

本論文では、夫婦形態（「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」）ごとに各々複数の裁判所等の事案の事実認定に焦点を当てて検討を行った結果、以下の結論を導き出した。

一方配偶者から他方配偶者へ財産分与がなされた場合、当該夫婦の形態に応じて財産分与課税の射程は次の通りになると考えられる。

<専業主婦型の場合>

当該財産は一方配偶者の特有財産と認定され得ることから、共有物分割にならず、原則として財産分与課税の射程が及ぶ。

<共稼ぎ型の場合>

その財産の購入原資が夫婦双方で負担されていることの実事認定がある限りにおいて、当該財産は夫婦の共有財産となるから、共有物分割になり、原則として財産分与課税の射程が及ばない。

<家業共同経営型の場合>

「共同経営の実態」が事実認定される限りにおいて、当該財産は夫婦の共有財産となるから、共有物分割になり、原則として財産分与課税の射程が及ばない。

目次

第1章	序論	1
第2章	譲渡所得	3
第1節	譲渡所得課税の趣旨	3
第2節	譲渡所得の範囲	4
第1項	譲渡所得課税における「資産」と「譲渡」の意義	5
第2項	譲渡所得を発生させない「資産の譲渡」	6
第3節	共有物分割	7
第4節	小括	9
第3章	夫婦財産制と財産分与制度	9
第1節	夫婦財産制	9
第1項	夫婦財産制の概要	9
第2項	民法第762条	10
第2節	財産分与制度	18
第1項	財産分与制度の概要	18
第2項	財産分与の法的性質	19
第3節	小括	21
第4章	財産分与と譲渡所得課税	21
第1節	名古屋医師財産分与事件判決	21
第1項	事実の概要等	21
第2項	名古屋地裁判決（昭和45年4月11日判決）	22
第3項	名古屋高裁判決（昭和46年10月28日判決）	23
第4項	最高裁判決（昭和50年5月27日判決）	23
第5項	本判決の意義	24
第2節	先行研究	25
第1項	財産分与の法的性質と譲渡所得の関係	25
第2項	清算的財産分与課税を巡る学説等の対立	27
第3項	問題の所在	30
第3節	小括	31
第5章	夫婦形態別にみる財産の帰属と課税関係	33
第1節	専業主婦型（大阪高判昭和48年4月10日判決）	33
第1項	事実の概要等	33
第2項	判旨	34

第 3 項	検討	35
第 2 節	共稼ぎ型（国税不服審判所平成 6 年 6 月 30 日裁決）	37
第 1 項	事実の概要等	38
第 2 項	判旨	39
第 3 項	検討	40
第 3 節	家業共同経営型（大阪高判昭和 57 年 11 月 30 日判決）	48
第 1 項	事実の概要等	49
第 2 項	判旨	50
第 3 項	検討	51
第 4 節	小括	56
第 6 章	財産分与課税の射程	57
第 1 節	検討経過	57
第 2 節	結論	57
第 1 項	専業主婦型の場合	57
第 2 項	共稼ぎ型の場合	58
第 3 項	家業共同経営型の場合	59
第 3 節	今後の課題	60
【引用文献】		1
【参照文献】		5

第 1 章 序論

本論文の対象は、財産分与の課税根拠となる譲渡所得を規定する所得税法第 33 条 1 項であり、本論文の目的は、財産分与における譲渡所得課税の射程を明らかにすることである。

財産分与とは、離婚をした者の一方が、民法第 768 条に定める財産分与請求権を行使することによって、相手方がこれに応じて財産を分配することをいう。財産分与の目的は、婚姻生活中に夫婦で協力して築き上げた財産を、離婚の際に分配することである。

財産分与は金銭で行われる場合は、課税関係が生じないが、資産の値上りが想定される不動産や株式等で行われる場合には、財産を分与した側（以下、「分与者」という。）に譲渡所得が課税される。

財産分与と譲渡所得の課税関係に係る最高裁の見解が初めて示されたのが、最判昭和 50 年 5 月 27 日第三小法廷判決（昭和 47 年（行ツ）第 4 号）所得税更正処分等取消請求事件、いわゆる、名古屋医師財産分与事件である。同判決において、不動産等の財産分与が完了すれば、分与者は、分与義務の消滅という経済的利益を享受したことになると判示し、譲渡所得課税を是認した。この見解は、譲渡所得課税の趣旨が資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するとしている点において、一貫した論理的整合性がある。この判決を受けて課税実務においては、所得税法基本通達 33-1 の 4 が発遣され、財産分与によって分与者に譲渡所得が課税されることが明示された。

一方、国税不服審判所平成 6 年 6 月 30 日裁決では、収入が同程度である共働き夫婦が連帯して債務を負って購入した夫名義の土地が夫婦の共有財産であると事実認定されたことによって共有物分割に該当するから妻に所有権を移転登記したことによる譲渡所得は発生しないとして財産分与課税を主張する課税当局を斥け、納税者が勝訴した。

このように、離婚に伴う夫婦間の財産の分配行為については、財産分与と認定されるのか、共有物分割と認定されるのかによって、課税関係が異なる取扱いとなることから、納税者にとっても、課税当局にとっても重大な争点となる。しかし、どのような事実関係にあれば、夫婦財産が一方配偶者名義の特有財産と認定されて財産分

与課税の対象となるのか、あるいは、共有財産と認定されて共有物分割の対象となるのかが必ずしも明確になっていない。

本論文では、どのような事実関係にあれば、一方配偶者名義の財産が特有財産であると観念されるのか、あるいは、共有財産であると観念されるのかについて、過去の裁判所・国税不服審判所（以下、「裁判所等」という。）の事実認定に焦点を当てて検討することとする。

しかしながら、夫婦の形態は多種多様であることから、財産形成にあたっての各配偶者の貢献の仕方は、家事・育児等による貢献、稼得収入による金銭的な貢献、など区々であるため、夫婦財産の帰属関係を検討するにあたっての事実認定の基準も、夫婦の形態に応じて異なるものと推察される。

そのため、本論文では、夫婦の形態を三つに分類する。第一は、夫婦の一方のみが働いている片働きパターン（以下、「専業主婦型」という。）である。なお、本論文では、専業主夫も含めて、便宜上「専業主婦」の単語で統一する。第二は、夫婦が共に給与所得者であるなど、夫婦双方に稼得収入があるパターン（以下、「共稼ぎ型」という。）である。第三は、夫婦で家業を営み、形式上一方配偶者のみに稼得収入があるパターン（以下、「家業共同経営型」という。）である。以上、「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」の三つに分類し、過去の裁判所等の事案の分析を踏まえて事実認定の基準を検討することとしたい。

以下、本論文の構成は次の通りである。まず第2章は、財産分与の課税根拠となる譲渡所得、並びに、共有物分割の取り扱いを整理する。第3章では、夫婦財産制と財産分与制度の内容を取り上げ、夫婦財産の帰属を検討する上で重要となる民法の考え方を整理する。第4章においては、第2章、第3章を踏まえて、財産分与と譲渡所得の課税関係、及び、これについての学者等の見解を整理する。そして第5章では、夫婦財産の帰属に関する事実認定を行った裁判所等の事案を各夫婦形態（「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」）ごとに取り上げ、それぞれにおける事実認定の基準を検討する。最後に、第6章において、第5章までの考察を踏まえて、財産分与課税の射程に関して、本論文の結論を提示し、併せて今後の課題を述べる。

第2章 譲渡所得

本章では、財産分与課税の課税根拠となる譲渡所得を規定する所得税法第33条1項について、先ずその課税趣旨について検討を行う（第1節）。次に、財産分与が譲渡所得課税の対象であることを検証すべく、当該「資産」と「譲渡」の範囲について整理する（第2節）。最後に、本論文において、重要な論点となる共有物分割について、その内容と課税の対象とされていない理由を確認していく（第3節）。

第1節 譲渡所得課税の趣旨

所得税法第33条1項は、譲渡所得を「資産の譲渡による所得」としている。そして通説では、「その本質は、キャピタルゲイン(capital gains)、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである」¹と解されている。これについて、最判昭和43年10月31日第一小法廷判決（昭和41年（行ツ）第8号）所得税賦課決定等取消請求事件²は、次の通り同様の旨を判示している。

譲渡所得に対する課税は、（中略）資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものとして解すべきである。

そして対価を伴わない資産の移転においても、その資産につきすでに生じている増加益は、その移転当時の右資産の時価に照らして具体的に把握できるものであるから、同じくこの移転の時期において右増加益を課税の対象とするのを相当と認め、資産の贈与、遺贈のあつた場合においても、右資産の増加益は実現されたものとみて、これを前記譲渡所得と同様に扱うべきものとしたのが同法五条の二の規定な

¹ 金子宏．2019．『租税法 [第23版]』．弘文堂．p.260．

² 最判昭和43年10月31日第一小法廷判決（昭和41年（行ツ）第8号）所得税賦課決定等取消請求事件（最高裁判所裁判集民事92号797頁）

のである。されば、右規定は決して所得のないところに課税所得の存在を擬制したのではなく、またいわゆる応能負担の原則を無視したものともいいがたい。

このように、譲渡所得とは、「所有期間中の資産の値上がり益」に対する課税であって、「売却代金等」の実際に受け取った対価に対する課税ではないということである。それゆえ、具体的な現金等による収入の有無を問うていないため、無償若しくは低廉譲渡の場合に、譲渡所得課税が行われたとしても、それは「所得のないところに課税所得の存在を擬制したものでない」ということになる。なお、現行所得税法においては、個人に対する資産の贈与、遺贈は立法的配慮から、譲渡所得課税の対象から外されている（所得税法第59条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例））。

財産分与の場合には、分与者は財産分与によって財産を失うことになるが、具体的な現金等の収入がないにもかかわらず、譲渡所得に係る納税義務が発生することから、「法律専門家の間においても賛否の結論が分かれており、少なくとも通常の一般人にとっては、財産分与者に譲渡所得が発生するとの理解は必ずしも容易ではないといわざるを得ない。」として、財産分与によって課税されることを認識していなかった分与者につき、要素の錯誤があったとして、財産分与契約自体を無効にし、原判決を取り消した裁判事案³が存在する。

しかし、譲渡所得課税の趣旨が、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税することであることに鑑みれば、たとえ具体的な現金等の収入がなくとも、財産分与によって一方配偶者から他方配偶者への資産の移転が観念されることになるから、当該一方配偶者の所有期間中の値上り益に対する課税は、譲渡所得課税の趣旨とも論理的整合性があるといえる。

第2節 譲渡所得の範囲

³ 東京高判平成3年3月14日判決（平成元年（ネ）第3217号）建物所有権移転登記抹消登記手続請求控訴事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】22004261【閲覧日】令和3年4月10日

第1項 譲渡所得課税における「資産」と「譲渡」の意義

所得税法第33条1項の資産の譲渡における「資産」とは、「譲渡性のある財産権をすべて含む観念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位、ビットコイン等の仮想通過などが広くそれに含まれる。」⁴と解されている。ただし、経済的な価値があっても、人から人への移転が可能であっても、「現金」は、誰が持っていて、その額面通りの価値があり、「値上り」や「値下り」を考えることができず、また、それ自体が他のモノや利益の価値を測る尺度であるため、ここでいう「資産」にはあたらないとされている⁵。

財産分与の場合については、令和元年度の全家庭裁判所における「離婚後の財産分与事件のうち認容・調停成立の内容が財産分与の取決め有りの件数」の総数1,010件のうち、「金銭等」のみによる財産分与が全体の69%（698件）を占めていることから、その多くが現金によるものと推察され、所得税法第33条1項の資産の譲渡における「資産」に該当するものは少ないと考えられる。また、「金銭等・動産・その他（不動産を除く）」による財産分与は、全体の6%（64件）に留まる。一方で、上記以外の財産分与には、すべて「不動産」が含まれており、全体の25%（248件）を占めている⁶。これは、4回に1回が「不動産」を含む財産分与が行われているという計算となり、その頻度としては決して少なくないであろう。なお、「金銭等・動産・その他（不動産を除く）」による財産分与が全体の6%を占めることを確認したが、当該「動産」のうち、次項で取り上げる非課税とされる生活用動産のみの動産による財産分与がどれほどを占めるかは不明であるが、少なくとも財産分与事件のうち25%（不動産が含まれる財産分与）以上が所得税法第33条1項の資産の譲渡に該当すると推察される。

所得税法第33条1項の資産の譲渡における「譲渡」とは、「有償であると無償であるとを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念で、売買や交換はもとより、競売、購買、収用、物納、現物

⁴ 金子．前掲注1．p.261.

⁵ 佐藤英明．2020．『スタンダード所得税法〔第2版補正2版〕』．弘文堂．p.87.

⁶ 裁判所ウェブサイト．「家事 令和元年度 36 離婚後の財産分与事件のうち認容・調停成立の内容が財産分与の取決め有りの件数 支払額別支払内容別 全家庭裁判所」．『司法統計』．

出資等が、それに含まれる」⁷と解されている。ただし、一見すると資産の移転があるように見えるが「譲渡」に当たらないものもある。例えば、譲渡担保による資産の移転は、その取引等の発生時点では、まだその資産が現在の所有者から完全には他の人に移っていないため、形式上譲渡しただけでは、譲渡所得が発生する「譲渡」とはいえず、債務不履行などが生じて所有者がその資産を取り戻せないことが確定した時点で、初めて譲渡所得が発生する「譲渡」があったと考えられる⁸。

このように、所得税法第33条1項の資産の譲渡における「譲渡」は、有償無償を問わないことから、具体的な現金等の収入有無を問わないため、一方配偶者から他方配偶者への所有権移転が伴う財産分与は、ここでいう「譲渡」に含まれると考えられる。

第2項 譲渡所得を発生させない「資産の譲渡」

佐藤英明教授は、「資産の譲渡」であっても、そこから発生する所得が譲渡所得として課税されない類型が3つあると説明している⁹。

第一は、「他の所得類型となる場合」である。これらはさらに4つに区分される。1つ目は、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業にかかる商品・製品・半製品・仕掛品・原材料その他の資産で棚卸をなすべきもの）の譲渡による所得である（所得税法第33条2項1号前半）。2つ目は、棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるもの（準棚卸資産）の譲渡による所得である（同号括弧内）。3つ目は、営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡である（所得税法第33条2項1号後半）。4つ目は、山林の伐採または譲渡による所得である（所得税法第33条2項2号）。これら4つは、他の所得類型（事業所得、雑所得、及び、山林所得）に該当するため、譲渡所得に該当しないとされる。

第二は、「生活用動産の譲渡損益」である。所得税法では、「自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得」は非課税とされている（所得税法第9条1項9号）。これらは、本来値上り目的で所有されているものではなく、また、どうしても金員が必要な

⁷ 金子、前掲注1. p. 262.

⁸ 佐藤、前掲注5. p. 89.

⁹ 佐藤、前掲注5. pp. 90-94.

ために家具や衣服などを売るという場合についてまで課税することは適当ではないなどの理由から、非課税とされている。

第三は、「納税者の資力に着目した措置」である。これには、強制換価手続きによって資産の譲渡が行われる場合（所得税法第9条1項10号）その他これに類するもの（所得税法基本通達26条）や、保証債務の履行等によって資産の譲渡が行われる場合（所得税法第64条1項、2項）がある。現行所得税法は、これら譲渡による所得についてまで課税するのは納税者に酷であるという配慮から、課税しない、又は、一定の配慮がなされている。

財産分与の場合、上記第一の「他の所得類型となる場合」との関係では、その前提となる対象財産が「当事者双方がその協力によって得た財産（民法第768条第3項）」（第3章第2節第1項で詳述する）であることから、所得税法第33条1項の資産の譲渡として課税されない「売買目的で所有するたな卸資産や準棚卸資産、並びに営利を目的として継続的に行われる資産」の譲渡には該当しない。一方で、財産分与の対象となる財産が山林で行われる場合には、所得税法第32条1項に規定する山林の伐採又は譲渡による所得に該当するから、佐藤英明教授のいう「他の所得類型となる場合」として、所得税法第33条1項の資産の譲渡として課税されないこととなる。第二の「生活用動産の譲渡損益」との関係では、財産分与の対象となる財産が、当事者双方がその協力によって得た生活用動産の清算として分配される場合には、所得税法第9条1項9号の非課税とされる財産に該当することになるから、所得税法第33条1項の資産の譲渡に該当せず、課税されないと考えられる。第三の「納税者の資力に着目した措置」との関係では、財産分与は、離婚を原因とする資産の譲渡であり、強制換価手続き等を原因とする資産の譲渡ではないから、ここでいう資産の譲渡に該当しない「譲渡」には当たらない。

第3節 共有物分割

佐藤英明教授は、「ある行為が譲渡所得を発生させる譲渡にあたるか否かについては、きわめて悩ましい事例も少なくない」例として、共有物分割を挙げ、その取扱いについて、「共有物の分割から譲渡所得が発生しないことは通説、課税実務（参照、所基通33-1の6（筆

者注：現行所得税法基本通達 33-1 の 7)) が一致している」と説明している¹⁰。

所得税法基本通達 33-1 の 7 では、次の理由により、「個人が他の者と土地を共有している場合において、その共有に係る一の土地についてその持分に応ずる現物分割があったときには、その分割による土地の譲渡はなかったものとして取り扱う。」と規定されている。

2 以上の者が共有している一の土地をそれぞれの持分に従って現物分割した場合の課税処理については、その法律的性格に着目して形式的に行うとすれば、それは土地の共有持分の交換（譲渡）があったということになるので、その譲渡による利益について課税されることになるのではないかという疑問があった。

しかし、共有関係にある一の資産を現物で分割するということは、その資産の全体に及んでいた共有持分権がその資産の一部に集約されただけにすぎず、資産の譲渡による収入の実現があったといえるだけの経済的実態は備わっていないということもできる。そこで、本通達では、後者の考え方に基づき、個人が他の者と共有している土地についてその持分に応ずる現物分割があったときには、その分割による土地の譲渡はなかったものとして、すなわち持分の譲渡（交換）はなかったものとして譲渡所得の課税関係を生じさせないこととして取り扱うことを明らかにしている。¹¹

このように、現行所得税法においては、形式的には交換又は売買取引¹²として観念される共有物分割について、実質的には共有持分権の集約であること、さらに、当該行為に経済的実態が備わってい

¹⁰ 佐藤．前掲注 5． pp.98-99.

¹¹ 檜田明=今井慶一郎=佐藤誠一郎=木下直人．2021．『所得税基本通達逐条解説（令和 3 年版）』．大蔵財務協会． pp.188-190.

¹² 最判昭和 42 年 8 月 25 日第二小法廷判決（昭和 39 年（行コ）第 5 号）登記申請却下処分取消請求事件（最高裁判所民事判例集 21 巻 7 号 1729 頁）は、2 以上の者が一の土地を共有している場合において、その土地をそれぞれの共有持分に依じて現物分割し、それぞれ単独所有の土地としたときは、「共有者相互間において、共有物の各部につき、その有する持分の交換又は売買が行なわれることであつて（民法二四九条、二六一條参照）、所論のごとく、各共有者がその取得部分について単独所有権を原始的に取得するものではない。」と判示している。これは、「共有物分割」を持分の譲渡（交換又は売買）と同様に捉えているということになる。

ないことから、課税関係を生じさせないこととされている。

財産分与との関係では、金子宏教授は、財産分与の実質に着目して、夫婦共有財産の清算であるから、共有物分割に該当し資産の譲渡に該当しないのではないかと指摘している。この指摘については、第4章第2節第1項で詳述する。

第4節 小括

本章では、財産分与課税の課税根拠となる譲渡所得を規定する所得税法第33条1項について、先ず第1節において、その課税趣旨を確認した。第2節では、財産分与が譲渡所得課税の対象であることを検証すべく、当該「資産」と「譲渡」の範囲について整理した。第3節では、本論文において、重要な論点となる共有物分割について、その内容と課税の対象とされていない理由を確認した。

次章では、譲渡所得課税の対象となる財産分与を理解する上で必要不可欠となる現行の夫婦財産制の取り扱いについて先ず検討し、次いで財産分与制度の考え方について議論を進める。

第3章 夫婦財産制と財産分与制度

本章では、本論文の研究対象である財産分与制度について、これがいかなる制度であるかを理解するために、先ずその前提となる現行の夫婦財産制の概要とその考え方について検討する（第1節）。次に、財産分与制度の概要とその法的性質について検討を行う（第2節）。

第1節 夫婦財産制

第1項 夫婦財産制の概要

我が国における夫婦財産制は、「夫婦財産契約」と「法定財産制」の二つがあり、民法第755条から第762条に規定されている。「夫婦財産契約」とは、夫婦財産の管理権限、帰属先等に関するルールについて、婚姻前にあらかじめ決めておく制度であり、「法定財産制」よりも優先される。しかし、「夫婦財産契約」は、婚姻前にしか締結ができない等の制約が厳しいため、当該契約を結んでいる例は極め

て少ない¹³。そして、この「夫婦財産契約」が締結されていない場合は、同法第 760 条から第 762 条を規定する「法定財産制」によることとされており、前述した理由から、夫婦財産に関する取り決めは、通常、「法定財産制」によることになる。

上記の「法定財産制」について、民法第 760 条は、「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。」として、夫婦間における婚姻費用の分担について定めている。次に、民法第 761 条は、「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。」として、日常家事債務における夫婦の連帯責任を定めている。最後に、民法第 762 条は、夫婦間における財産の帰属について定めており、同条は本論文の重要な論点となるため、次項で別途したい。

第 2 項 民法第 762 条

1 夫婦の財産帰属

民法第 762 条 1 項は、「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。」と定めており、これは夫婦別産制を定めたものとされている¹⁴。そして、同法同条 2 項は、「夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する」と定めている。これらの規定は、夫婦財産の帰属が明らかである限りは、財産の形成過程において、たとえ一方配偶者の協力・寄与があったとしても、当該財産の帰属者である他方配偶者の特有財産になることを意味している。

2 民法第 762 条と憲法第 24 条

現行法制下においては、一方配偶者の協力・寄与が財産形成において評価され得ないことから、民法第 762 条 1 項の夫婦別産制の考え方が、憲法第 24 条の夫婦平等に反するとして争われた事案があ

¹³ 登記統計によれば、夫婦財産契約が登記された件数は、平成 22 年から令和元年までの 10 年間で、135 件に過ぎない。（法務省．2020．「種別別 夫婦財産契約の登記の件数（平成 22 年～令和元年）」．『e-Stat 政府統計の窓口』）

¹⁴ 島津一郎=松川正毅．2008．『基本法コンメンタール [第 5 版]』．日本評論社．p. 78.

る。

民法第 762 条 1 項が憲法第 24 条に違反するか否かについて、最判昭和 36 年 9 月 6 日大法廷判決（昭和 34 年（オ）第 1193 号）所得税審査決定取消事件¹⁵、いわゆる二分二乗訴訟は次の通り判示した。

民法 762 条 1 項の規定をみると、夫婦の一方が婚姻中の自己の名で得た財産はその特有財産とすると定められ、この規定は夫と妻の双方に平等に適用されるものであるばかりでなく、所論のいうように夫婦は一心同体であり一の協力体であつて、配偶者の一方の財産取得に対しては他方が常に協力寄与するものであるとしても、民法には、別に財産分与請求権、相続権ないし扶養請求権等の権利が規定されており、右夫婦相互の協力、寄与に対しては、これらの権利を行使することにより、結局において夫婦間に実質上の不平等が生じないよう立法上の配慮がなされているということが出来る。

（下線は筆者）

最高裁は上記の通り判示し、民法第 762 条 1 項の夫婦別産制の考え方は、憲法第 24 条の夫婦平等に反しないことを明らかにした。

このように、婚姻中はたとえ一方配偶者の特有財産となっても、民法には別個の制度として、財産分与請求権等が用意されており、最終的には夫婦は平等に取り扱われる仕組みになっていることから、民法第 762 条 1 項の夫婦別産制の考え方は違憲でないとされている。

なお、当事案は民法第 762 条 1 項に加え、現行所得税法をも憲法第 24 条に違反しているとして争われた事案でもあり、この点については、本項の 4 で取り上げる。

3 民法第 762 条の解釈

民法第 762 条 1 項は、「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。」と規定している。この「自己の名で得た」の解釈について、鍛冶良堅教授は、次のように説明している。

¹⁵ 最判昭和 36 年 9 月 6 日大法廷判決（昭和 34 年（オ）第 1193 号）所得税審査決定取消事件（最高裁判所民事判例集 15 卷 8 号 2047 頁）

民法 762 条が用いている「自己の名で得た」という表現は、単に財産獲得行為の当事者である自己の名が明示されていることを意味するだけではなく、その背後に複数人の共同関係のあることをも表わしているというべきである。そのような関係の典型は代理であるが、(中略)名が問題となるのは、効果の帰属が背後の共同関係を捨象して当事者として表示された名できまる場合であるといつてよいであろう。

つまり、近代取引法においては、法律行為の効果は表示された当事者の名において帰属するという大前提にたつて、対第三者関係において背後の共同関係にある者には効果が帰属しないことを、この「自己の名で得た」が間接的に表わしているといえるのである。そして、「その特有財産とする」との表現と結合するときは、対外的帰属権利者に対内的にも権利が帰属し配偶者としての共同関係にあるが故に他方配偶者にも帰属するといったものではないことを表わすことになる。¹⁶

鍛冶良堅教授の解釈によれば、対外的帰属権利者（一方配偶者）が「自己の名で得た」財産に対する帰属効果は、第三者（取引先など）に対してはもちろん、対内的関係者（他方配偶者）に対してもその効果が及ぶから、たとえ共同関係にある対内的関係者（他方配偶者）であろうとも、対外的帰属権利者（一方配偶者）が「自己の名で得た」財産に対しては、その権利の帰属を主張できないということになる。つまり、一方配偶者が「自己の名で得た」財産については、たとえ何らかの形で他方配偶者と共同関係があったとしても、民法第 762 条 1 項によって一方配偶者の特有財産になるため、共有財産と捉える余地はないものと考えられる。

一方で、有地亨教授は、「民法 762 条 2 項の拡大解釈によつて、純粹な別産制から生ずる不合理を除去しようとする試みが有力に主張されている。」¹⁷として、次の通り、我妻榮教授の主張¹⁸を取り上げ

¹⁶ 鍛冶良堅．1980．「婚姻中自己の名で得た財産の意義」．中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会．『現代家族法大系 2 婚姻・離婚』．有斐閣．p. 52.

¹⁷ 有地亨．1989．『新版注釈民法< 21 >』．有斐閣．p. 406.

¹⁸ 我妻榮．1961．『親族法』．法律学全集< 第 23 >．有斐閣．p. 102.

ている。我妻榮教授は、夫婦の財産は次の三種類に区分されるとしている。

(1) 特有財産

第一は、名実ともに夫婦それぞれの所有のものであって、婚姻前から各自が所有したもの、婚姻中に一方が第三者を相続して取得したもの、それらの財産からの収益などは、明らかにこれに属する（相手に贈与すれば相手の所有になることはいうまでもない）。各自の装身具なども、これに属する。

(2) 共有財産

第二は、名実ともに夫婦の共有（持分は平等）に属するものであって、共同生活に必要な家財・家具などは、夫婦の一方の収入または資産で購入したものもこれに属するとみるべきである。

(3) 実質的共有財産

第三は、名義は夫婦の一方に属するが実質的には共有に属するとなすべきものであって、婚姻中に夫婦が協力して取得した住宅その他の不動産、共同生活の基金とされる預金、株券などで夫婦の一方の名義となっているものは、これに属するといいうるであろう。

我妻榮教授は、上記の通り、夫婦の財産を三種類に区分した上で、さらに、次の通り説明している。

そして、婚姻の解消の場合には、第一のものは各自の所有とされる。すなわち、配偶者の死亡の場合には遺産となり、離婚の場合には、相手方は、当然には、分け前を主張しえない。第二のものは、配偶者の死亡の場合にも、離婚の場合にも、他の配偶者は、その持分についての所有を主張することができる。問題は第三のものである。現在の経済取引の形式的画一性からいって、対外的には、原則として（何等かの目的で名義だけを貸した場合は除いて）、その名義者の所有に属するものとして取り扱わねばならない。しかし、これらの財産は、夫婦が協力して取得し、共同生活の経済的基礎を構

成するものだから、実質的な意味では共有に属するものとみななければならない。そして、離婚の際には当然に清算すべきであり、配偶者の死亡の場合にも遺産から控除して他の配偶者に取得させるべきである。かようにして、はじめて、夫婦の平等な立場における協力扶助の理想を経済的な面にまで貫くことになると思う。¹⁹

上記の我妻榮教授の説明は、民法第 762 条 1 項に規定する特有財産の範囲を狭め、同法同条 2 項に該当する余地を拡大することによって、夫婦財産に関する帰属関係の平等性の確保を、離婚や死別を待たずして、婚姻期間中に実現しようとする試みであると考えられる。

一方で、こういった民法第 762 条 2 項の拡大解釈について、遠藤みち氏は、「男女の実質的平等を求め、共有制にすべきではないかという主張がされる一方では、別産制を実質的に共有制に修正しようとする解釈が通説となってきたことは、専業主婦が圧倒的に多かった時代の要請、社会の要請にこたえるもので、それは意義あることであった。しかし、昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機としての男女の固定的役割分担を見直そうと提唱され、女性の職場進出も徐々に進んできた。こういった時代の推移や第三者との取引上の問題もあり、昭和 55 年の民法改正において、個人の尊厳と確立を前提とする別産制は維持された。」²⁰と説明している。

なお、金子宏教授は、上記の我妻榮教授の実質的共有財産に対する考え方を支持しており、税法を絡めた上での独自の見解も述べている。この点については、第 4 章第 2 節第 1 項で詳述する。

4 民法第 762 条と所得の帰属

我が国における夫婦財産制は、自己の名で得た財産はその者の特有財産とする（民法第 762 条 1 項）と規定され、これを別産制と称されていることは前述した通りである。一方で、所得税法上は原則として所得稼得者単位課税とされている。これらの別産制と所得稼得者単位課税について、前掲最判昭和 36 年 9 月 6 日大法廷判決（昭

¹⁹ 我妻・前掲注 18 . pp102-103.

²⁰ 遠藤みち. 1998. 「第 8 章 日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法—その変遷と今後の問題—」. 人見 康子=木村 弘之亮. 『家族と税制』. 弘文堂. p.204.

和 34 年（オ）第 1193 号）所得税審査決定取消事件では、民法第 762 条 1 項の夫婦別産制の考え方が、憲法第 24 条の夫婦平等に対して違憲であるから、当該別産制に依拠する所得税法もまた違憲であるとして争われた。

当該事案は、所得税の確定申告にあたり、夫名義で取得した給与所得及び事業所得は妻の家事労働等の協力によるものであるとして、当該所得を夫婦で 2 分の 1 ずつ申告したことに対して、課税当局が全額を夫の所得として更正処分した事案である。

民法第 762 条第 1 項の別産制に依拠する所得税法は違憲であると主張する納税者に対して、最高裁は、「所得税法が、生計を一にする夫婦の所得の計算について、民法 762 条 1 項によるいわゆる別産主義に依拠しているものであるとしても、同条項が憲法 24 条に違反するものといえないことは、前記のとおりであるから、所得税法もまた違憲ということとはできない。」²¹と判示した。このように、夫名義で取得された所得につき、たとえその取得に妻の協力・寄与があったとしても、それは夫に帰属する所得であるから、夫婦が各 2 分の 1 ずつを申告することは許されないとするのが、現行民法に依拠する所得税法の立場である。

また、結婚後に取得する財産を夫婦の共有財産とする旨の夫婦財産契約（民法第 755 条）を締結した上で、夫婦それぞれが 2 分の 1 ずつ申告することの是非が争われた事案について、東京地判昭和 63 年 5 月 16 日判決（昭和 62 年（行ウ）第 106 号）所得税更正処分等取消請求事件²²は、「ある収入が所得税法上誰の所得に属するかは、（中略）当該収入に係る権利が発生した段階において、その権利が相手方との関係で誰に帰属するかということによって決定されるものというべきであるから、夫又は妻の一方が得る所得そのものを原始的に夫及び妻の共有とする夫婦間の合意はその意図した効果を生ずることができないものというべきである。」と判示した。そして、控訴審である東京高判平成 2 年 12 月 12 日（昭和 63 年（行コ）第

²¹ 当該裁判所の理屈について、遠藤みち氏は、「民法上の夫婦財産制と所得税法との関係については、所得税法は「別産主義に依拠しているものであるとしても」というあいまいな表現をしながら、民法 762 条 1 項が憲法 24 条に違反するものとはいえないから、所得税法もまた違憲とはいえないという簡単な理由づけに止まった。」と指摘している。（遠藤・前掲注 20. p. 202.）

²² 東京地判昭和 63 年 5 月 16 日判決（昭和 62 年（行ウ）第 106 号）所得税更正処分等取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】22002452【閲覧日】令和 3 年 3 月 29 日

27号)各所得税更正処分等取消請求控訴事件²³は、「(前略)所得税法は課税単位を個人とし、その者の稼得した所得について所得税を課することとしているのである。控訴人主張の夫婦財産契約がこれらの原則を変更する効果を有するものでないことは明らかであり、控訴人が右契約によって夫又は妻が得る所得税法上の所得までも原始的に夫又は妻の共有に属することを意図したとしても、その効果が生じないことはいうまでもない。」と判示した。²⁴

このように、現行法制下においては、夫婦財産につき、たとえ実質的な共有関係があったとしても、あるいは、夫婦財産契約による共有制を採っていたとしても、民法は別産制(民法第762条1項)を採用しており、さらに、民法に依拠する所得税法が所得稼得者単位課税を採用していることから、その財産の帰属、及び、所得は、夫婦2分の1ずつとはならず、あくまでも一方配偶者に属するものと解されている。²⁵

しかしながら、このような別産制と所得帰属の関係について、かつて、我妻榮教授が、第65回国会参議院予算委員会において次の通

²³ 東京高判平成2年12月12日(昭和63年(行コ)第27号)各所得税更正処分等取消請求控訴事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】22004985【閲覧日】令和3年3月29日

²⁴ 遠藤みち氏は、「婚姻後取得する財産を共有とする夫婦財産契約を締結しても、これに対応する特別の税法規定がないかぎり、判示されているように所得稼得者単位の課税の原則を変更する効力はない。すなわち、民法上認められた契約といえども夫婦間の私的なものであり、納税は、公法である現行所得税法に従わざるをえず、直接の帰属にしたがって申告納税する必要がある。」と説明している。(遠藤・前掲注20. p.207.)

²⁵ 遠藤みち氏は、民法第762条に対する通説から、「夫婦財産について、実質的に共有あるいは潜在的に共有持分があると考えられる場合、それが原始的に本来共有であったものと、原始的に共有であると考えられるものがあり、また対外的には特有財産であっても、対内的には、夫婦の間で共有とするものや共有であると考えられるものもある。これらを民法というステージで考えれば、いずれのものであっても婚姻継続中の夫婦間ではさして問題とならない。それはまた離婚に際して、財産分与の対象となりうるからでもある。しかし、租税法上から考えると、所得の稼得による帰属は同法762条1項に限定され、同法同条2項による取得ということは考えられない。すなわち、所得がだれに何時どれだけのものが帰属したかが重要な問題で(で)あり、これらは厳密に捉えられなければならない。それは所得が帰属した時にあるいは帰属したとされる時に課税という問題が発生するからであり、そして、その課税によって財産権が侵害されてはならないし、課税の公平が損なわれてはならないからである。」。さらに、「現行所得税法は、所得稼得者単位の課税を基本的なたてまえとしている。したがって、夫婦の間といえども所得の帰属は明確にしなければならず、同法12条の実質課税の原則が適用される場合を除き、ひとまずはその名で得た者に帰属したとしてその者に申告義務が発生するのである。妻の協力があり実質的に2分の1は妻のものといえる場合であっても、それは夫婦間のことであり、民法上実質的に共有と解釈したことにより、2分の1ずつを個別申告することは現行所得税法上は許されていない。」と説明している。(遠藤・前掲注20. pp.205-207.)

り興味深い指摘をされている。

先ほどから大蔵大臣をはじめとして、税の担当の方は民法の762条が改正にならない限りは税は改められないとおっしゃるような口吻を承りましたが、それについては私には異存があります。(前略)もし民法が共有という共産制をとっておいたらおそらく税のほうでもそうならざるを得ないと思います。しかし、逆に民法が別産制をとっておるからといって、総合的な課税をするということは少しも違法ではない。(前略)いわゆる実質課税の原則によって、実質的には夫婦の共有であるというならば、やろうと思えばやれるのじゃないかと思えます。民法の762条を改めて共有あるいは共産制にしないと税が改まらないだろう、あるいは逆に民法さえ改めれば大蔵当局が何と云って改めるだろうというので民法を改めようとなさるなら、それは見当違いだと言いたい。(前略)税としては税のほうのそれぞれのいろいろなお立場がありましよう、したがって急にどうするということには、また税のほうの支障があると思えますので、この点でも私は差し出がましいことを申すつもりはありません。ただ民法学者として言いたいことは、民法が改まらなければ税が改まらなとお考えになることは、民法としては迷惑だということを上上げて終わります。²⁶

我妻榮教授は、民法が別産制の立場を取っているからといって、税法がこれに合わせる必然性はないと考えているように思われる。つまり、民法上一方配偶者に帰属する特有財産たる所得であっても、税法上は夫婦で協力して築き上げた共有財産とみなすことも可能であることを示唆している。ただし、我妻榮教授が租税法の解釈により共有財産とみなすことを可能と考えているかは定かでないが、民法上特有である財産を税法上共有の財産と考えて課税関係を適用す

²⁶ 第65回国会参議院予算委員会会議録<第19号>昭和46年3月20日【データベース名】国会会議録検索システム<<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=106515261X01919710320¤t=55>>【インターネット閲覧日】令和2年11月28日

るのは無理があるように思われる^{27 28}。もちろん、このような課税方法を立法的な措置を講じて実行することは可能であろうが、夫婦の財産を一様にして各2分の1ずつとすることは、所得分割などの租税回避の危険性を高めてしまうことに繋がってしまうであろう。

第2節 財産分与制度

第1項 財産分与制度の概要

離婚の際に配偶者の一方から他方に対してされる財産的給付のことを離婚給付といい、この離婚給付は、離婚に対する制裁と離婚によって不利益を被る配偶者の保護のために認められている²⁹。当該離婚給付に関して、民法は財産分与制度として、次の通り、同法第768条1項から3項を規定している。民法第768条1項は、「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。」と定めており、同法同条2項は、「前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」と定めており、同法同条3項は、「前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。」と定めている。

しかし、「本条は、離婚の効果として、夫婦の一方は他方に対し、財産の分与を請求することができることを規定するだけで、離婚給付としての財産分与の目的ないし理念については明示していない。」

²⁷ 私法と税法の関係に関する言及として、例えば以下のものがある。金子宏教授は、「租税法は、種々の経済活動ないし経済現象を課税の対象としているが、それらの活動ないし現象は、第一次的には私法によって規律されている。租税法律主義の目的である法的安全性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである。」と説明している。(金子・前掲注1. p. 129.)

第65回国会参議院予算委員会では、政府委員が次の通り発言している。「(前略)夫婦財産制度というものをどう考えていくか(後略)。その社会通念というものの最も結集したものがやはり民法であるであろうと。その民法に従って税制を運用することが一番あやまちの少ないことであろうと、かようなたてまえの結論になったわけでございます。」同様に、時の大蔵大臣福田赳夫氏も、「税法はこれは民法の原則それにとってこれは立案され、施行されなければならぬ、そういうたてまえになっておるわけでございます(後略)。」と発言している。(第65回国会参議院予算委員会会議録・前掲注26.)

²⁹ 島津=松川・前掲注14. p. 89.

³⁰ため、財産分与の法的性質が必ずしも明確にはなっていなかったが、昭和46年7月23日付最高裁判決において、当該財産分与の法的性質に関する見解が示された。次項において、当該裁判所の見解及び裁判実務上の取扱いについて検討する。

第2項 財産分与の法的性質

1 最高裁判所の見解

財産分与の法的性質は、学説上、包括説と限定説に分かれている。前者は、財産分与の法的性質には、夫婦共同財産の清算（清算的要素）、離婚後の相手方配偶者の扶養（扶養的要素）、損害賠償（慰謝料的要素）の3つがあるとする考えである。後者は、その性質を清算的要素と扶養的要素の2つとする考え方である。このような包括説と限定説が存在する中で、最判昭和46年7月23日第二小法廷判決（昭和43年（オ）第142号）慰藉料請求事件³¹は、次の通り、包括説である旨を判示した。

離婚における財産分与の制度は、夫婦が婚姻中に有していた実質上共同の財産を清算分配し（清算的要素）、かつ、離婚後における一方の当事者の生計の維持をはかる（扶養的要素）ことを目的とするものであつて、分与を請求するにあたりその相手方たる当事者が離婚につき有責の者であることを必要とはしないから、財産分与の請求権は、相手方の有責な行為によつて離婚をやむなくされ精神的苦痛を被つたことに対する慰藉料の請求権とは、その性質を必ずしも同じくするものではない。したがつて、すでに財産分与がなされたからといつて、その後不法行為を理由として別途慰藉料の請求をすることは妨げられないというべきである。もつとも、裁判所が財産分与を命ずるかどうかならびに分与の額および方法を定めるについては、当事者双方におけるいつさいの事情を考慮すべきものであるから、分与の請求の相手方が離婚についての有責の配偶者であつて、その有責行為により離婚に至らしめたことにつき請求者の被つた精神的損害を賠償す

³⁰ 島津=松川. 前掲注14. p.90.

³¹ 最判昭和46年7月23日第二小法廷判決（昭和43年（オ）第142号）慰藉料請求事件（最高裁判所民事判例集25巻5号805頁）

べき義務を負うと認められるときには、右損害賠償のための給付（慰謝料的要素）をも含めて財産分与の額および方法を定めることもできると解すべきである。（括弧書きは筆者）

上記判示によって、財産分与の法的性質には、「清算的要素」、「扶養的要素」、「慰謝料的要素」の3つを含む包括説が有力説となった。

2 裁判実務上の取扱い

財産分与の法的性質は、家庭裁判所における実務上の取扱いについても、「清算的要素」、「扶養的要素」、「慰謝料的要素」の3つを考慮要素とする包括説が採用されていると考えられ、これらの取扱いについて、大門裁判官は次の通り説明している。

裁判実務上、一般に、財産分与の判断は、夫婦の実質的共有財産の清算に重きが置かれており、慰謝料的要素は、それが必要とされるならば、財産分与の申立てとは別に離婚慰謝料の損害賠償請求によって実現されようとすることが多いから、財産分与の判断において実質的に考慮されることはほとんどない。ちなみに、離婚訴訟において、関連請求として離婚慰謝料の損害賠償請求がされている場合には、財産分与における慰謝料的要素は同請求において判断されることになるから、財産分与の判断において二重に考慮されることはない。さらに、扶養的要素も、清算的財産分与や離婚慰謝料が認められる結果、当事者双方が将来の生計の維持を図ることができる場合には、財産分与の内容として実質的に考慮されることはない。

したがって、慰謝料的要素は、離婚慰謝料が関連請求として請求されていない場合や既に認められた慰謝料額では慰謝料的要素の考慮として不十分な場合に問題となるに過ぎず、扶養的要素も、婚姻中の夫婦の実質的共有財産が乏しく、離婚後の当事者の生計を維持することが困難な場合に考慮される補充的なものであるといえる。³²

³² 大門匡=木納敏和．2017．「離婚訴訟における財産分与の審理・判断の在り方について（提言）」．『家庭の法と裁判＜Vol.10＞』．pp.9-10.

このように、裁判実務上においても、財産分与の性質には、「清算的要素」、「扶養的要素」、「慰謝料的要素」の3つが考慮されていると考えられるが、「清算的要素」がその目的の中心であり、「扶養的要素」、「慰謝料的要素」については、補足的な要素として位置付けられているようである。

第3節 小括

本章では、本論文の研究対象である財産分与制度について、これがいかなる制度であるかを理解するために、先ず第1節において、その前提となる現行の夫婦財産制の概要とその考え方について確認した。第2節では、財産分与制度の概要とその法的性質について確認した。

次章では、第2章（譲渡所得）と第3章（法定財産制と財産分与制度）の論点が交錯する財産分与課税について、最高裁の見解と学説等の見解を取り上げ議論を進める。

第4章 財産分与と譲渡所得課税

本章では、財産分与課税に関して、これまでいかなる議論がなされてきたかを整理し検討していく。先ず、財産分与課税のリーディングケースである名古屋医師財産分与事件判決を題材に、財産分与課税に関する裁判所の見解と当該判決の意義を取り上げる（第1節）。次に、財産分与課税に関する学説等の見解を取り上げる（第2節）。

第1節 名古屋医師財産分与事件判決

第1項 事実の概要等

- 1 医師であるX（原告・控訴人・上告人）は、昭和29年5月31日名古屋市から土地、建物（以下「本件不動産」という。）を買受けてその所有権を移転登記しており、本件不動産はXの特有財産であった。
- 2 昭和42年5月10日、Xとその訴外妻Aとの間に、本件不動産を離婚に基づく慰謝料として、XがAに譲渡する旨の調停が成立し、Xはその履行のために昭和42年5月20日慰謝料による譲渡

を原因として同年 12 月 8 日に本件不動産の所有名義を A に移転する登記手続きを行った。

- 3 X は昭和 42 年分の所得税について法定申告期限内に課税当局 Y（被告・被控訴人・被上告人）に対して確定申告をしたが、本件不動産に係る譲渡所得の申告はなされていなかった。
- 4 Y は本件不動産につき、これを譲渡所得として更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をした。
- 5 X はこれを不服として、上記処分の取り消しを求めて提訴した。

第 2 項 名古屋地裁判決（昭和 45 年 4 月 11 日判決）³³

X は、「譲渡所得の基因となるべき「資産の譲渡」とは対価を伴ういわゆる有償譲渡を意味し、譲渡所得の本質はその譲渡による対価収入がその資産の取得、維持管理に要した支出金額並びに当該譲渡契約のために支出した金額を超過する場合のその差益（譲渡益）を把握するところにあることが明らかである。」。さらに、「無償による譲渡について課税をする必要がある場合について特に同法第 59 条に贈与による譲渡について規定しているところからも同法第 33 条は無償譲渡を含まないことは明白である。」と主張した。

Y は、「一般に譲渡所得に対する課税は資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解されている。」（最高裁昭和 43 年 10 月 31 日判決³⁴を引用）。さらに、「夫婦の一方の有していた財産が離婚に伴う財産分与によつて他の一方の所有に帰するのであるからここに財産権の移転が生ずるのであり、これは右資産の譲渡にあたるというべきである。」と主張した。

これらに対して、地裁判決は、「右各不動産が原告の特有財産であつたことは原告においてこれを争わず、それらの A に対する前記譲渡は所得税法第 33 条第 1 項の譲渡所得にあたることは同法第 36 条第 1 項括弧書の中（中略）その他経済的な利益をもつて収入する場合には（中略）その他経済的な利益の価額とある点に徴して明らかであつてこの点に関する Y の所説は首肯しうる。これをもつて無償

³³ 名古屋地判昭和 45 年 4 月 11 日判決（昭和 44 年（行ウ）第 42 号）所得税更正処分取消請求事件（最高裁判所民事判例集 29 卷 5 号 649 頁）

³⁴ 前掲注 2

譲渡なりとするXの所説には遽に組しがたい。」と判示し、Xの請求を棄却した。

第3項 名古屋高裁判決（昭和46年10月28日判決）³⁵

Xは、本件「不動産の譲渡は離婚に伴う財産分与として譲渡したもの」であり、「財産分与を原因とする資産の譲渡が譲渡人につき譲渡所得を生じないことは控訴人が原審ですでに主張したとおりである。」として控訴した。

これに対して、高裁判決は、地裁判決の見解を正当とした上で、「債務の履行として或は債務の履行に代えて自己の有する資産を相手方に移転譲渡した場合にはその譲渡時における当該資産の価額に相当する額の弁済があつたことになり、これによつて当該債務は消滅するのであるから、経済的利益を享受しこれが具体化した点では現実に対価の受入れを伴う場合と実質的に何等変りはない(後略)。」と判示し、Xの控訴を棄却した。

第4項 最高裁判決（昭和50年5月27日判決）³⁶

Xは、対価の受け入れを伴わない資産の譲渡は、旧所得税法第9条1項8号（現行所得税法第33条）にいう「収入金額」を伴ったものとはならない等として上告したが、最高裁は次の通り判示し、Xの上告を棄却した。

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるから、その課税所得たる譲渡所得の発生には、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない（最高裁昭和41年行（ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁参照³⁷）。したがつて、所得税法33条1項にいう「資産の譲渡」とは、有償無償を問わず資産を移転させるいつさいの行為をいうものと解すべきである。」。その上で、「財産分与の権利義務の内容は、当

³⁵ 名古屋高判昭和46年10月28日判決（昭和45年（行コ）第8号）所得税更正処分取消請求控訴事件（最高裁判所民事判例集29巻5号655頁）

³⁶ 最判昭和50年5月27日第三小法廷判決（昭和47年（行ツ）第4号）所得税更正処分取消請求事件（最高裁判所民事判例集29巻5号641頁）

³⁷ 最判昭和47年12月26日第三小法廷判決（昭和41年（行ツ）第102号）所得税課税金額に対する更正決定取消等請求事件（最高裁判所民事判例集26巻10号2083頁）

事者の協議、家庭裁判所の調停若しくは審判又は地方裁判所の判決をまつて具体的に確定されるが、右権利義務そのものは、離婚の成立によつて発生し、実体的権利義務として存在するに至り、右当事者の協議等は、単にその内容を具体的に確定するものであるにすぎない。そして、財産分与に関し右当事者の協議等が行われてその内容が具体的に確定され、これに従い金銭の支払い、不動産の譲渡等の分与が完了すれば、右財産分与の義務は消滅するが、この分与義務の消滅は、それ自体一つの経済的利益ということができる。したがつて、財産分与として不動産等の資産を譲渡した場合、分与者は、これによつて、分与義務の消滅という経済的利益を享受したものである」と判示した。

第5項 本判決の意義

本判決は、財産分与行為によつて分与者に譲渡所得課税が発生することを位置付けたリーディングケース³⁸となり、当該判示は今日に至るまで支持され続けている³⁹。

これを受けて課税実務においては、次の通り、所得税法基本通達33-1の4が発遣され、財産分与によつて分与者に譲渡所得が課税さ

³⁸ 佐藤英明教授は、「現在の課税実務—国税庁・国税局・税務署等のお役所で所得税がどのように課税されることになっているか—においては、不動産などの資産を財産分与すると、分与した人が分与時の時価でその資産を譲渡したものとして譲渡所得が発生するという扱いになっています。その基礎になっているのは、最判昭和50年5月27日民集29巻5号641頁です。」と説明している。(窪田充見=佐藤英明、2010。「家族法と租税法—財産分与と租税をめぐる問題—」、『法学教室』No.357, p.67.)

³⁹ 名古屋医師財産分与事件判決の最高裁判例を引用している裁判事案として、例えば以下の事案がある。

・東京地判平成25年10月22日判決(平成23年(行ウ)第734号/平成23年(行ウ)第735号/平成23年(行ウ)第737号)所得税更正処分取消等請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】29026500【閲覧日】令和3年6月5日

・東京地判平成25年7月26日判決(平成24年(行ウ)354号)所得税更正処分取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】29026282【閲覧日】令和3年6月5日

・東京地判平成27年12月11日判決(平成25年(行ウ)631号)所得税更正処分取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】29016097【閲覧日】令和3年6月6日

・福岡地判平成30年3月14日判決 所得税決定処分取消等請求事件、市民税・県民税更正処分等取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】28281182【閲覧日】令和3年6月6日

・名古屋地判平成29年6月29日判決 所得税更正処分等取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】28271940【閲覧日】令和3年6月6日

れることが明示された。

民法第 768 条（財産分与）の規定による財産の分与として資産の移転があった場合には、その分与をした者は、その分与をした時においてその時の価額により当該資産を譲渡したことになる。（所得税法基本通達 33-1 の 4）

しかし、本章第 1 項の事実の概要等にあるように、当該事例においては、財産分与が離婚に基づく「慰謝料」として行われているという点で、やや限定的なケースであることは否めない。なぜなら、第 3 章第 2 節第 2 項で述べた通り、財産分与にはその法的性質が 3 つ（慰謝料・扶養・清算）に分かれるとされているため、これらの性質を考慮せずに、財産分与を一様にして課税の対象とすることに疑問が生じる。そこで、これら財産分与の法的性質ごとに対する税法の取扱いはどのように考えられているのであろうか。この点について、次節で検討していきたい。

第 2 節 先行研究

第 1 項 財産分与の法的性質と譲渡所得の関係

1 慰謝料的財産分与の場合

まず、慰謝料として財産を分与した場合について、金子宏教授は、「慰謝料として財産が移転された場合は、夫が、慰謝料債務の全部または一部の履行として自己の財産を妻に移転し、それによってその財産の時価相当額の債務が消滅することを意味するから、それが資産の譲渡に該当し、その財産の時価相当額の収入があったと解してよい。」⁴⁰と説明している。この考え方は、本章第 1 節で取り上げた最高裁判決と同様の見解であるとともに、所得税法基本通達 33-1 の 4 とも整合的であり、実務上取扱いの異論はないように思われる。

2 扶養的財産分与の場合

次に、扶養として財産分与をした場合について、金子宏教授は、

⁴⁰ 金子宏．1996．『課税単位及び譲渡所得の研究—所得課税の基礎理論〈中巻〉』．初版．有斐閣．p.101.

「離婚後の扶養のために財産が分与された場合は、資産が贈与されたものと解されるから、所得税法 59 条 1 項によって、時価による譲渡があったとみなされることになる。」⁴¹と説明している。当該指摘について、佐藤英明教授も、「現行法では個人間の贈与は、贈与した人に所得税がかからない仕組みになっていますので、特に課税の問題は生じないのです。離婚後扶養については、扶養を受ける側に法律上の請求権がなく、したがって扶養を「する」側に債務が観念されませんから、代物弁済という構成にはならないわけですね。」と補足説明しており、こちらも慰謝料的財産分与と同様に実務上の取扱いに異論はないように思われる⁴²。

3 清算的財産分与

最後に、清算の意味で財産分与をした場合について、金子宏教授は、次の通り指摘しており、学説上有力な説となっている。⁴³

婚姻継続中に蓄積された財産は、夫婦のいずれの名義になっても、実質的には夫婦の共有とみるべきものである。したがって、夫の名義となっている財産に対して、妻は潜在的な持分をもっていると考えてよい。夫婦共有財産の清算の意味における財産分与は、この潜在的持分に着目し、潜在的持分に応じて共有財産を分割する手続にほかならないと考えられる。とするならば、この場合、形式的には、夫の所有する財産が妻に移転するように見えても、その実質は、妻の潜在的権利を顕在化させ、それを正式に妻に帰属させることであるから、そこには資産の譲渡は存在しないと解すべきではなかろうか。⁴⁴

このように、金子宏教授は、「夫婦共通財産の清算の意味で財産が

⁴¹ 金子. 前掲注 40. p.102.

⁴² 窪田=佐藤. 前掲注 38 p.69.

⁴³ 同旨の評釈として例えば以下のものがある。

・吉良実. 1978. 「財産分与の課税問題< 2 >」. 『税法学』. 331号. pp.28-45.

・浅沼順三郎. 1977. 「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」. 『民商法雑誌』. 77< 2 >. pp.274-288.

・渋谷雅弘. 2003. 「財産分与と譲渡所得課税」. 『月刊税務事例』. 創刊 400号 記念論文. pp.87-93.

⁴⁴ 金子. 前掲注 40. pp.102-103.

分与された場合は、その実質は共有財産の分割であって、資産の譲渡には当たらない。」⁴⁵と指摘している。

しかしながら、当該清算的財産分与の取扱いについては、上述した慰謝料的財産分与、及び、扶養的財産分与と異なり、実務上だけでなく、学説上においても見解が分かれている。次項では、この点についてさらに深堀していく。

第2項 清算的財産分与課税を巡る学説等の対立

第3章第2節第2項で見たように、財産分与の性質については、その大部分が清算の意でなされることから、清算的財産分与は実務上においても重要な論点であるが、学説等において見解の対立がある。

先ず、前項で取り上げた、清算的財産分与を実質上共有財産の分割とみて、資産の譲渡に当たらないと解する金子宏教授の指摘については、佐藤英明教授の指摘する次のような反論が想定される。

私には、昭和50年の最高裁判決は、離婚によって抽象的な財産分与の権利義務が「一切の事情を考慮して」(民768条3項)内容が決定される「ひとつのもの(一個の法定債務)」として発生すると考えているように思えます。このような理解は、民法上は成り立たないのでしょうか。すなわち、清算、扶養、損害賠償というような要素は、財産分与の総額を決定する要素ではあるが、具体的に「〇円分が清算」「〇円分が扶養」というような計算の結果として財産分与の総額が決まっているのではない、という理解です。

そう考えれば、民法に基づいて発生した、いわば価値の総額として「〇〇円分の財産分与をすべし」という債務を不動産などの資産で「代物弁済」することになるので、判例の立場は正しいということになるわけです。」⁴⁶

樋口哲夫判事も次の通り、佐藤英明教授と同様の見解に立っており、加えて、租税回避防止の観点からも、清算的財産分与については、資産の譲渡に該当すると指摘している。

⁴⁵ 金子. 前掲注 40. p.102.

⁴⁶ 窪田=佐藤. 前掲注 38. p.69.

実務においても、財産分与を定める場合、夫婦財産の清算のほかに離婚後の扶養料、未払の婚姻費用分担金、慰藉料などを含ませることが少なくなく、殊に調停実務では夫婦財産の清算として厳密な計算を行う例は極めて少なくないし、また財産分与者が有責配偶者の印象を残さないようにするため、慰藉料名義の支払を避けて、財産分与名義を用いることも少なくないので、課税官庁に清算部分と他の要素を識別させることは甚だ酷な結果を招来し、事実上課税を免れさせることにもなりかねない。したがって、この点からも、財産分与による資産の譲渡は譲渡所得を構成するといわざるを得ない。⁴⁷

このように、実務上においては、「清算的要素」、「扶養的要素」、「慰謝料的要素」がきちんと区別されているわけではないから、これら全体を一つの債務と捉えた上で、財産分与義務の消滅を観念せざるを得ないとする見解である。

一方で、このような反論について、浅妻章如教授は「清算的財産分与を区分した上で離婚した事例については、反論が妥当するのではないか」⁴⁸として、再反論の存在を示唆している。なお、浅妻章如教授のいう「清算的財産分与を区分した」状態には、財産分与の性質を何かしらの方法で「清算的要素」、「扶養的要素」、「慰謝料的要素」の3つの要素に定量的に区分して金額を算出しようする場合のほか、裁判の前段階で慰謝料と扶養料の折りが夫婦間で既につき、これらが争点とならない場合（結果として清算的要素のみが争点となる場合）や、一方配偶者が他方配偶者へ慰謝料と扶養料を特段請求しない場合（結果として清算的要素のみが争点となる場合）も、この「清算的財産分与を区分した」状態に含まれるであろう。さらに、浅妻章如教授は当該想定されうる再反論に対して、次の再々反論の存在も示唆している。

再々反論として、東京高判平成6年6月15日判決（平成6年（行

⁴⁷ 樋口哲夫．1974．「離婚に伴う財産分与としての不動産分与と譲渡所得」．『税理』．17巻4号．p.139．

⁴⁸ 浅妻章如．2017．「第4章 離婚・死別と租税法」．金子宏=中里実=米田隆=岡村忠生．『現代租税法講座 第2巻 家族・社会』．日本評論社．p.99．

コ) 第 11 号) 所得税の更正処分等取消請求控訴事件⁴⁹によって、次の通り、清算的財産分与が譲渡所得課税の対象となる見解が判示された。これによって、当該清算的財産分与課税を巡る対立について一応の決着が着いたように思われる。なお、当該事案は最高裁まで上告されたが棄却されている。

夫名義の資産形成に対する妻の貢献が顕在化するまでの間、妻が夫名義の財産に対しなんらかの潜在的な持分を有するとしても、それは未だ持分割合も定まっていない抽象的な権利というべきものであり（右資産形成の態様には種々様々なものがありうるし、夫婦の財産は通常複数のものから成るものであるから、それらのすべてについて一律に妻が二分の一の共有持分を有するとみることはできない。）、現実の財産分与手続がされて初めて具体的な権利として確定するものである。したがって、財産分与が単に右潜在的持分を顕在化させ、それを正式に帰属するだけの手続とはいえないのであって、財産分与によって初めて夫名義の財産に対する妻の所有権又は共有持分が発生するといわざるを得ないから、そこに資産の譲渡と目される実質があることは明らかである。

（下線は筆者）

このように、裁判所は、金子宏教授が指摘する「夫婦共通財産の清算の意味で財産が分与された場合は、その実質は共有財産の分割であって、資産の譲渡には当たらない」とする考えとは反対の立場に立っており、「夫婦共通財産の清算の意味で財産が分与された場合」であっても、「それは未だ持分割合も定まっていない抽象的な権利というものであり（中略）、財産分与によって初めて夫名義の財産に対する妻の所有権又は共有持分が発生するといわざるを得ないから、そこに資産の譲渡と目される実質がある（後略）。」と結論づけている。

これについて、浅妻章如教授は、当該高裁判決は、「清算的財産分与であろうとも共有地の分割とは違ふと論じていることになる。」⁵⁰

⁴⁹ 東京高判平成 6 年 6 月 15 日判決（平成 6 年（行コ）第 11 号）所得税の更正処分等取消請求控訴事件（税務訴訟資料 201 号 519 頁）

⁵⁰ 浅妻．前掲注 48．p.100.

と指摘している。そうであるならば、「清算的財産分与」と「共有物分割」の区別はどのように考えるべきであろうか。これまで指摘してきたように、「清算的財産分与」と「共有物分割」とでは課税関係が異なる取扱いとなることから、その区分を明確にする実益は大きいと考える。そのため、第5章（夫婦形態別にみる財産の帰属と課税関係）の検討に入る前に、次項において本論点の問題の所在を整理しておきたい。

第3項 問題の所在

前掲東京高判平成6年6月15日判決は、一方配偶者の潜在的持分を「未だ持分割合も定まっていない抽象的な権利」と捉えている。そして、当該潜在的持分は、財産分与以前においては、一方配偶者名義の特有財産であるに留まる旨の見解を示し、財産分与手続を経て初めて他方配偶者に所有権又は共有持分が発生するといわざるを得ないから、そこに資産の譲渡（移転）が観念されると理屈付けしている。つまり、財産分与以前において、たとえ「潜在的持分」を有していたとしても、それは未だ民法第762条1項に規定する「特有財産」の範疇であり、「共有財産」ではないから、財産分与時に、一方配偶者から他方配偶者への資産の譲渡（移転）が観念され、財産分与課税の射程が及ぶということになる。裏を返せば、財産分与以前において、すでに原始的な共有関係がある場合には、名実ともに「共有財産」であるから、一方配偶者から他方配偶者への資産の譲渡（移転）が観念されず、「共有物分割」に該当するため、財産分与課税の射程が及ばないことになる。すなわち、税法が私法に依拠している^{51 52}ことに鑑みれば、税法において特別の規定がない限り、民法上特有財産であれば、税法上も特有財産となるから課税関係が発生し、民法上共有財産であれば、税法上も共有財産となるから課税関係は発生しないということになる。そのため、「財産分与」となるのか、「共有物分割」となるのかという事実は、夫婦の財産が「特有財産」であるのか、「共有財産」であるのかに依存していると考えられる。この点について、山田二郎判事は、「財産分与に関する譲渡所得課税の問題の複雑さは、税法の解釈適用にあるのではなく、むしろ、民法上における夫婦財産の帰属の認定等にあるといえる。す

⁵¹ 金子，前掲注1，p.129.

⁵² 第65回国会参議院予算委員会会議録，前掲注26.

なわち、夫婦が婚姻中にその協力により取得した財産が特有財産かそれとも共有財産か、離婚に伴う財産分与が特有財産の譲渡（所有権の移転）か、それとも共有財産の分割であるのか。」が問題となると指摘している。⁵³

しかしながら、どのような事実関係があれば、夫婦財産の帰属が一方配偶者の特有財産と認定されて財産分与となり課税関係が生じるのか、一方で、どのような事実関係があれば、夫婦財産の帰属が夫婦の原始的な共有財産と認定されて共有物分割の対象となり課税関係が生じないのかが必ずしも明確になっていない。

そのため、第5章では夫婦財産の帰属について、どのような場合に特有財産となるのか、あるいは、共有財産となるのかについて、裁判所等の事実認定に焦点を当てて検討する。当該検討を通じて、特有財産と共有財産の認定基準を整理し、「財産分与」と「共有物分割」の境界線を見い出すことによって、財産分与課税の射程が明らかになるものとする。

なお、検討にあたっては、夫婦の形態が多様であることから、財産形成にあたっての各配偶者の貢献の仕方は、家事・育児等による貢献、稼得収入による金銭的な貢献、など区々であるため、夫婦財産の帰属関係を検討する上での事実認定の基準も、その形態に応じて異なるものと推察される。そのため、本論文では「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」の三つに場合分けして検討することとしたい。

第3節 小括

本章では、財産分与課税に関して、これまでいかなる議論がなされてきたかを確認した。先ず第1節において、財産分与課税のリーディングケースである名古屋医師財産分与事件判決を題材に、財産分与課税に関する裁判所の見解と当該判決の意義を確認した。第2節では、財産分与課税に関する学説等の見解を確認した。

次章では、夫婦財産の帰属が「特有財産」となるか、「共有財産」となるかが争点となった裁判所等の事案を、3つの夫婦形態（「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」）に分けて取り上げ、議論

⁵³ 山田二郎．1979．「財産分与としての資産の譲渡と譲渡所得課税」．『判例タイムズ』．370号．p.36.

を進める。

第5章 夫婦形態別にみる財産の帰属と課税関係

本章では、夫婦財産の帰属認定が争点となった裁判所等事案を「専業主婦型」(第1節)、「共稼ぎ型」(第2節)、「家業共同経営型」(第3節)の3つに分けて取り上げ、各事案の事実認定部分に着目した考察を行い、夫婦財産の帰属認定の基準とその課税関係を検討する。

第1節 専業主婦型 (大阪高判昭和48年4月10日判決)

大阪高判昭和48年4月10日判決(昭和46年(ネ)第948号)共有持分確認請求控訴事件⁵⁴は、専業主婦である控訴人が被控訴人の夫に対して、夫婦が居住する土地家屋につき、持分割合を各2分1とする夫婦の共有財産であることを確認し、控訴人の共有持分を2分の1とする所有権移転登記を求めた事案である。なお、財産分与、課税関係が争点となったものではない。

第1項 事実の概要等

- 1 妻X(控訴人)と夫Y(被控訴人)は昭和26年4月8日結婚式を挙げて以来同棲し、昭和27年3月4日戸籍上婚姻の届出をした夫婦であって、Yは訴外C社に雇われて勤務し、Xは主婦として家庭に在って、夫婦間に出生した三人の男児の養育を始め家事全般の処理にあっていた。
- 2 結婚生活約10年を経て、夫婦はその協議により、土地家屋を買い求め、従前の社宅住いを止めていわゆる持家に居住することを企図し、昭和36年2月頃訴外Bに代金124万円を支払って同人から本件土地家屋を買受けてこれに居住するに至った。
- 3 右買受代金の支払に充てた資金の構成内訳としては、その内、金額40万円をY名義による訴外Aからの同額の借入金を以て充てたほか、昭和36年2月23日C社からのY名義による借入金、Y名義のC社の社内預金並びに訴外D社及びC社の各株式の売却代金をこれに充てたものであり、本件土地家屋の買受け並びに右家屋に入居するにつき、当時合計金額約6万円の手数料、登記手

⁵⁴ 大阪高判昭和48年4月10日判決(昭和46年(ネ)第948号)共有持分確認請求控訴事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】27451884【閲覧日】令和2年10月18日

※第1審(神戸地判昭和46年6月18日判決)は本論文執筆時の令和3年9月18日現在未掲載

続費用及び大工修理費用等を支出したこと、並びに本件土地家屋につきY単独名義の所有権移転登記がなされていること、はいずれも当事者間に争がない。

- 4 Xは、婚姻中のX及びY夫婦の共有に属する財産というべき、YのC社から得る給料等収入とその預金、もしくは右給料に代わるべき給与財産、並びにY名義による他からの借入金と同人名義の株式の換価金を、その代金支払資金として買受けた本件土地家屋が、その外形上の取得名義の如何に関りなく、実質上は右金員等と同じくX等夫婦兩名の共有財産であって、Xはこれにつき各2分の1の持分権を有すると主張した。

第2項 判旨

「Yが、Xと婚姻により夫婦として同棲生活をしながらC社に勤務することにより、C社から取得する給料等が、右婚姻共同体の維持運営に不可欠な経済的基盤（消費財獲得能力）に供せられていたものであることは、前記の認定説示を通じて自ら明かであるところ、これをYとC社との関係においてみる場合には、右収入はY自身の労働の対価支払に外ならず、Yがその個人名義を以て取得するものであることが明かであるが、右収益を支え、これを維持するYの労働力再生産という観点からすれば、その再生産の場はXとの右婚姻生活共同体に外ならず、Xは主婦として右共同体における家事労働に従事することによってYの労働力再生産に直接間接に関与し、これに寄与しているものといわなければならないのであって、YとXとの共同生活当事者間の関係においては、右給料等の形態による財産取得に対するXの協力は、もとよりそれ相当に評価せられるべきものである。」

「しかしながら、右Xの協力を、それ自体として評価するとしても、その評価の法律制度上の表現ないしは処理形態として、これをいわば物権的な効果の賦与としてなすか、或は離婚の場合に至って始めて現実的請求権の発生を認めるといいうわば潜在的関係の債権の成立のみを認めることによって果すか、また物権的に評価をなすとしても、各具体的財産獲得の都度、当該取得財産の個々につき、直ちに顕在的且一般の共有と同等な効力を伴う共有制を認めるか、もしくは婚姻継続中は一応、唯潜在的持分の成立のみを認め、離婚に至って始めて共有物分割の形式を藉りる清算的

処理の実行を認めるべきか等の決定は、何よりも先ず立法政策の如何にかかるところであるとともに、これに関する夫婦間の具体的紛争の処理は、実定制度の定めるところに従って決せられるべきものというべく、婚姻による生活共同という一種の基盤的事実から直ちに、婚姻当事者各自につき、個々の獲得財産に対する夫婦としての共有（しかも実定民法上の共有制度におけると同一の意味内容を具えた共同所有形態としてのそれ）という財産権の帰属関係を当然に承認することのみが、恰も婚姻関係財産処理上の超実定法的法理でもあるかの如く、この場合に採り得べき唯一の絶対且普遍的な法律上の処理方式であるとは到底論結することを得ないところといわなければならない。」

「そして夫婦別産制に立脚し、婚姻費用分担（民法第760条）及び日常家事債務の連帯責任（民法第761条）の両規定を以て婚姻共同生活に対する配慮となし、離婚の場合につき財産分与請求権（民法第768条、第771条）を認める民法の立場と、権利の帰属主体の独立性及び明確性を要請する一般財産法秩序を考慮するときは、Xの主張するように、婚姻生活を営んでいる夫婦の一方が対外的にその個人名義を以て取得した給料等の財産収入につき、それがたとえ夫婦共同体の維持発展という抽象的目的を具有していたとしても、それだけで他方配偶者が、当然且直接に、しかも民法第762条第2項の適用に依らずして民法上の共有権を取得するものという意味における実質的共有なる見解は、当裁判所としては、にわかに首肯することができないところである。」（下線は筆者）

第3項 検討

判決は専業主婦の家事労働に対して、一定の評価姿勢を示したものの、これによる夫婦財産の帰属へ及ぼす効力等は、立法政策の如何にかかるところであり、私法に即して判断する必要があるとしている。その上で、現行法制上、たとえ妻が家事労働により夫婦共同生活の維持発展に寄与していたとしても、他方配偶者がその個人名義を以て取得した財産を原資として購入した財産に対して、当然に共有権を取得するものと考えすることはできない旨を判示した。

家事労働自体が婚姻期間中に評価され得ないのは、家事労働による貢献が、夫婦にとって特別な行為ではなく、夫婦共同生活におけ

る、当然の責任であると解さざるを得ないのが、少なくとも現行の民法の立場であると考えられる。そのため、家事を専業としている場合には、家事労働に加えて共働きもしているような場合と異なり、一層この意味合いが強くなるであろう。このような現行民法の考え方について、山口純夫教授は、「主婦婚における妻の家事労働を通じての協力については、配偶者としての通常の協力扶助⁵⁵の範囲内にあり、それは、法定相続分として配慮されているとして、寄与分を否定するのが一般である。」⁵⁶と説明している。夫婦別産制の下において、家事労働のみをもって夫婦財産の帰属を原始的に夫婦の共有状態にあると解釈することには無理があるということであろう。実際に、この判決以降の事案においても、専業主婦の家事労働による原始的な共有持分の存在は否定され続けている⁵⁷。

ここで、仮にこの事案が共有持分確認請求事件ではなく、財産分与請求事件であったと想定すると、妻が婚姻中家事労働により蓄積してきた夫婦財産に対する潜在的持分は、財産分与手続を通じて、顕在化を果たすことになり、そして、夫の特有財産の全部または一部が妻に帰属することによって、そこには資産の移転が観念されることになる。よって、共有物分割にはならないから、財産分与課税の射程が及ぶと考えられる。

一方で、この場合においても、金子宏教授は、第3章第1節第2項で取り上げた我妻榮教授の実質的共有財産の考えを支持した上で、第4章第2節第1項の通り、資産の譲渡ではなく、共有物分割と考える余地があると指摘していることは興味深い。

しかし、これまでみてきたように、現行の民法の考え方を踏まえると、この場合においては、共有物分割と考えるには解釈の限界があることを否めないであろう⁵⁸。もちろん、第3章第1節第2項の

⁵⁵ 民法第752条（同居、協力及び扶助の義務）に規定する「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」を指していると考えられる。

⁵⁶ 山口純夫、1980、「家事労働の評価」、中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会、『現代家族法大系2婚姻・離婚』、有斐閣、p.71。

⁵⁷ 「専業主婦型」の共有持分を否認した事案として、例えば以下の事案がある。

- ・最判平成7年1月24日第三小法廷判決（平成6年（行ツ）第186号）所得税の更正処分等取消請求上告事件（税務訴訟資料208号3頁）
- ・国税不服審判所昭和49年5月1日裁決【データベース名】TKC法律情報データベース【文献番号】26000780【閲覧日】令和2年12月17日
- ・国税不服審判所昭和50年6月30日裁決【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】26004480【閲覧日】令和2年12月17日

⁵⁸ 本論文での考察の対象ではないが、「夫婦共通財産の清算の意味で財産が分与された場合は、その実質は共有財産の分割であって、資産の譲渡には当たらない。」とす

我妻榮教授の指摘する通り、立法的な見地から、税法は民法とは別の立場を取って、財産分与に課税しないと考えることは可能であるが、当該立法案の存在もまた、現行法制下における解釈の限界を暗示しているものと思われる。

なお、本節では、「家事労働」のみによる貢献が発生する状況の設定上、便宜的に「専業主婦型」を題材としたが、原始的な共有持分を形成し得ないのは、あくまでも「家事労働」を原因とするものであり、「専業主婦」であること自体が、夫婦財産の帰属認定に直接影響を及ぼす訳ではないことを補足しておきたい⁵⁹。

第2節 共稼ぎ型（国税不服審判所平成6年6月30日裁決）

国税不服審判所平成6年6月30日裁決⁶⁰は、離婚に伴う裁判上の和解に基づき居住用土地の2分の1を分筆して相手方に所有権の移転登記をしたことにつき、離婚を機会に行った原告夫婦らの共有に属する土地の共有物分割であり、譲渡所得は発生しないとされた事案である。

る金子宏教授の解釈論に対して、藤谷武史教授は次のように考察している。

「これを敷衍するならば「夫の所得→夫の財産→妻の財産」という通過取得説的発想ではなく、「夫の金銭的収入+妻の家事労働が生み出した帰属所得→夫婦の財産形成＝潜在的共有持分」と考えているように読める。つまり、実質的共有説に基づく金子説は、妻が夫から無償取得したのではない（贈与税を否定）という論理には親和的である一方、夫が稼得した収入が妻と夫に1/2に原始的に帰属したとの推論を必ずしも導かない。」と述べ、非課税とされる帰属所得の取扱いに対する懸念を示唆する一方で、「むしろ、外部から夫婦財産に流入する所得の扱いについては、（稼得者課税主義を所得帰属判定のベースラインとした上での）所得分割の懸念を重く見て、これを課税単位論の問題として処理すべきとするのが、金子教授の考え方ではないかと推測される。」（藤谷武史，2018. 「第4章 夫婦財産制と租税法—国際的側面からの検討—」. 金子宏=中里実. 『租税法と民法』. 有斐閣. pp.481-482.）

⁵⁹ 水戸地判昭和51年2月25日（昭和49年（ワ）第272号）不動産所有権確認および所有権移転登記手続請求事件は、専業主婦である原告が、訴外人からの贈与財産を原資として、夫婦財産の一部へ抛出してしたことにより、被告人である夫の名義となっている財産に対して、妻の原始的な共有持分を認定した。なお、財産分与、課税関係が争点となった事案ではない。当裁判所は、「民法762条1項によれば、夫婦がその婚姻中自己の名で得た財産はその特有財産とするものとされているが、右特有財産とは名実ともに夫婦の一方の所有に属するものを意味するものというべく、たとい「婚姻中自己の名で得た」ものについても、単に名義が自己のものであるだけでなく、それを得るための事情や対価などが自分のものであって実質的にも自分のものであることを挙証しない限り特有財産とはならないものというべきであるところ、本件においては本件宅地、建物を得るための前記事情からして、またその対価などがすべて被告自身が支出したものでなくその一部を支出したものにすぎないことは前記のとおりであるから、本件宅地、建物をもって被告の特有財産とすることはできない。」と判示し、専業主婦である妻の原始的な共有持分を認定している。

⁶⁰ 国税不服審判所平成6年6月30日裁決（裁決事例集 No.47 p.138.）

第 1 項 事実の概要等

1 事実の概要

納税者 X は、昭和 63 年分の所得税の確定申告書に、分離長期譲渡所得の金額を 25,411,000 円、総所得金額を 4,388,386 円及び納付すべき税額を 2,432,100 円と記載して法定申告期限までに申告した。

その後、X は、平成 2 年 2 月 20 日に本件申告について、分離長期譲渡所得の金額を零円、総所得金額を 4,388,386 円及び還付される税額を 108,989 円とすべき更正の請求をした。

課税当局 Y は、これに対し平成 2 年 5 月 16 日付で更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。

X は、この処分を不服として平成 2 年 7 月 3 日に異議申立てをしたところ、異議審理庁は、これに対し同年 10 月 15 日付で棄却の異議決定をした。

X は、異議決定を経た後の原処分に不服があるとして、平成 2 年 11 月 15 日に審査請求をした。

2 X の主張

- (1) 本件土地は、建物付の分譲地として昭和 31 年 7 月 11 日に訴外 U 市から X 名義で購入し、本件土地建物の所有権を X 名義で登記したものであるが、その取得資金 874,174 円は、X らを連帯債務者として住宅金融公庫からの借入金 540,000 円、訴外妻 A の母である訴外 B からの借入金 300,000 円及び X らの共有の手持ち資金等を充てたものである。
- (2) 本件土地は X 名義となっただけのものの、その取得資金の出所及び借入金の返済状況等からして、X と A の各 2 分の 1 を持分とする共有財産であったものであるから、本件和解では、便宜的に財産分与という表現が使われてはいるが、財産分与をしたものではなく実質は共有財産の分割に当たるものである。
- (3) X らは U 市の教職員として共働きの夫婦であり、本件借入金を X の給与から天引きの方法で返済していたが、これは単なる返済のための窓口にすぎず、実質は、同程度の給与収入を有していた X らが均等に負担して返済したものである。

3 Y の主張

- (1) 本件借入金は、X らが連帯債務者となっただけのもの、X らが具体的にどのような割合で負担したか明確でない。

- (2)昭和 48 年 9 月 26 日に本件建物の所有権の 2 分の 1 を真正なる登記名義の回復により A に所有権を移転登記したのは、その名義を名実共に X らの共有と表示する意思に基づくものであり、その際、本件土地は X 名義のまま変更されていないから、X らが本件土地について、X の単独所有であることを確認したものと認められる。
- (3)本件分筆土地は本件和解調書において財産分与として A へ所有権を移転することとされており、X らは、本件土地が X の固有の財産であることを前提として本件和解が成立したものと認められる。
- (4)以上のとおり、本件和解により財産分与として本件分筆土地の所有権を A へ移転登記したことは、X らの共有財産の分割ではなく、資産の譲渡に当たる。

第 2 項 判旨

- 1 「X らは U 市の教員として長年勤務し、収入も同程度であり、A が金銭の管理をしていたことが認められる。
ところで、本件土地は、X 名義で本件建物と共に住宅金融公庫の融資により U 市から取得しているところ、その取得資金の一部とした本件借入金については、X らが連帯して借り入れをなし、共同で返済する旨が合意されていることが認められ、その返済は、X らの収入から、A が行っていたものとみるのが相当である。」
- 2 「Y は、本件借入金の融資を受けるに当たり X らが連帯債務者となっていることが認められるものの、具体的に X らがどのように負担して返済したかについて明確でないから、X が本件離婚訴訟において主張するのとおり、本件土地建物の取得資金の大部分が X の稼得に基づくものである旨主張する。
しかしながら、X らが自己の収入をどのような割合で本件借入金の返済に充てるかについて、格別の合意も見当たらず、当審判所に提出された証拠によっても明らかではないので、本件の場合、上記イ（上記 1）のとおり、X らの収入から等しく返済したものとみるほかはないから、この点に関する Y の主張には理由がない。」（括弧書きは筆者）
- 3 「Y は、本件土地は、X の単独所有であると認められるから、

財産分与により本件分筆土地の所有権をAに移転したことは、XからAに譲渡したものである旨主張する。

しかしながら、本件借入金は、上記ロ（上記2）のとおり、Xらの収入から等しく返済したものと認められ、また、Bからの借入金の返済についても、Xらの収入から等しく行われたものとみるのが相当である。そうすると、Xらが共同で返済する旨の合意のもとに本件借入金等を資金として取得した本件土地は、登記上の名義にかかわらずXらの間では、共有物との認識であったものと認めるのが相当である。」（括弧書きは筆者）

4 「本件の場合、本件分筆土地の所有権をAへ移転することとしたのは、本件離婚訴訟に伴う本件和解に基づき行われたものであるところ、同人の答述及びXの主張に照らせば、本件分筆土地は、Xらの共有に係る本件土地を離婚を機会に分割して清算したものとみるのが相当であるから、Aが、離婚後の扶養と離婚に伴う損害賠償に相当する慰謝料等として受領したとするYの主張は採用できない。なお、Yは、真正なる登記名義の回復によりAに本件建物の2分の1の所有権を移転登記し、本件建物の名義を名実ともにXらの共有物としたにもかかわらず、本件土地は、登記がXの単独名義のまま変更されていないから、Xの所有であったことは明らかである旨主張するが、登記変更の有無の事実、本件土地がXらの共有に属するものであるか否かを判断するのにかかわりのないことであり、むしろ、上記イ（上記1）及びロ（上記2）のとおり、本件土地についても、Xらの共有に属するものであったとみるのが相当であるから、Yの主張には理由がない。」（括弧書きは筆者）

5 「以上のとおり、本件分筆土地は、Xらの共有に属する本件土地を離婚を機会に分割して清算したものとみるのが相当であり、財産分与とみることはできないから、本件分筆土地をAに移転登記したことによる譲渡所得は発生しないというべきである。」

第3項 検討

1 夫婦財産の帰属

当裁決は、離婚に際して財産分与という名目で土地の所有権を移転登記しても、その実質が民法上の共有物分割であれば、譲渡

所得は生じないとした。なお、同旨を判示した事案として、東京地判昭和48年3月22日判決（昭和43年（行ウ）第251号）所得税更正処分等取消請求事件⁶¹がある。共有物分割が課税されないことは、第2章第3節の通りであり、理論上当然の帰結といえる。しかし、登記上において共有と明記されている共有物を分割する一般的なケースと異なり、一方配偶者名義の財産を財産分与する場合は課税実務が複雑となる。なぜなら、本事案のように、登記上の形式的な所有者と実質的な所有者が異なるからであり、この論点の難しさはここにあるだろう。

本判決で課税当局は、本件土地の財産名義が登記上において一方配偶者となっていること、さらに、和解調書において本件土地を財産分与として移転登記する旨の記載があることを主張しており、これらは書面確認による形式的なアプローチといえる（借入金の夫婦負担割合が明確でない旨の主張もあるが、これは「持分割合」の争点であるため、本項の2で別途検討する。）。しかし、

⁶¹ 東京地判昭和48年3月22日判決（昭和43年（行ウ）第251号）所得税更正処分等取消請求事件（税務訴訟資料69号1011頁）は、納税者X（原告）がしたX名義の建物及びその敷地借地権並びに土地の財産分与について、課税当局Y（被告）が財産分与による資産の譲渡であるとして譲渡所得を課した事案である。当裁判所は、次の理由によって、前者の建物及びその敷地借地権については、財産分与課税を是認したが、後者の土地については、財産分与課税を否認した。先ず、建物及びその敷地借地権については、「本件建物およびその敷地借地権が訴外妻Aの所有あるいはXとAの共有に属せしめられたと認めるべき特段の事情について、なんら主張立証はないから、これらはXが婚姻中に自己の名で得た財産であつて、Xの特有財産に属すると認めるのが相当である。Xは、夫婦が婚姻中に取得した財産は、すべてその名義のいかんを問わず、実質上夫婦の共有に属すると主張するが、そのように解すべき根拠はない。また、Xは、本件建物の数次にわたつて加えられた増改築の費用は、Xら夫婦が共同で出捐した旨主張するが、単なる増改築の費用が夫婦共同の出捐によるものであつても、そのことの故に建物がXら夫婦の共有となるいわれはなく、また、Xら夫婦が共同の出捐で従前の建物の同一性を失わせるような増改築を加えたという事実を認めるに足りる証拠もないから、Xのこの主張は採用できない。」と判示し、Xの特有財産であると認定し、譲渡所得を是認した。一方、土地については、「本件土地の購入資金は、Xら夫婦がそれぞれ自己の名で会社から支払いを受ける役員報酬を合わせて共同で返済する旨の合意のもとに、他から借り入れたものであるから、Xら夫婦相互の間では、その共有に属すると認めるのが相当であり、したがつて、共有に属する右資金をもつて購入した本件土地もまた、第三者に対する関係は別として、Xら夫婦相互の間では、その共有に属すると認めるべきである。そして、XおよびAが、それぞれ自己の報酬をどのような割合で前示借入金の返済に充てるか、あるいは、本件土地に対する持分の割合をどのように定めるかに関し、格別の合意をしたことについては、本件に顕れた全証拠によつてもこれを認めるに足りず、他に、本件土地の購入資金または本件土地に対するXおよびAの持分を判定するに足りる証拠はないから、XおよびAの本件土地に対する持分は等しいものとして、各2分の1であると認めるほかはない。」と判示し、X夫婦の共有財産であると認定し、Aの持分に相当する2分の1の部分に係る譲渡所得課税を取消した。

課税当局が夫婦の内の事情を一般的に知る由もないことに鑑みると、形式的なアプローチから、一方配偶者名義の土地を財産分与により他方配偶者に移転したとして譲渡所得課税を課した行為は、結論は別として一定の理解を示すことができる。しかし、裏を返せば、この論点は、納税者側が具体的な立証を行うことで、形式的には一方配偶者名義の財産であっても、実質的には原始的な夫婦の共有財産であると認定され得ることを示唆するものであり、納税者側が反証をしないと実態とかけ離れた結果になってしまう可能性があるといえる。課税当局においては、形式的な審査により判断せざるを得ない面もあり⁶²、これを財産分与の都度、夫婦世帯ごとに、内の事情を聴取しては、課税実務が逼迫することにもなりかねない。そのため、納税者側がどのような実態にあるのかを積極的に主張立証する必要がある、これによって実態に即した課税が実現することになる。ゆえに、納税者にとっても、課税当局にとっても、夫婦の財産が原始的な共有財産であると認定されうる事実認定の基準が重要になると考える。

本事案においては、一方配偶者名義であった土地が、夫婦連帯で借り入れた金員により取得されており、その借入金は夫婦両者が均等に負担して返済していたことが事実認定されている。ここで、登記上一方配偶者名義となっても、これを理由にその財産が当該一方配偶者の特有財産であるとは言えないということがいえる⁶³。また、夫婦当事者間の和解調書等に、「財産分与とし

⁶²当時の大蔵大臣福田赳夫氏は、参議院予算委員会において、次の通り発言している。「わが国の民法が夫婦別産制をとっておる、そして、形式的にはまあ共かせぎというような所得が、所得の積み重なりが形式的にも夫の財産という形にいまなっておる。実質的には何か潜在的に奥さんが協力をされたという、その成果としての資産ではございますけれども、形式的にはそれが夫の財産であると、こういうふうにいまなっておる。やっぱりこれはもう形式的なものであるかあるいは実質的なものであるか、その共有というものの性格ですね、これを税務当局で判定する、これはまあなかなかむずかしゅうございます。だから、どうしても形式主義によらざるを得ないわけでございます（後略）。実質的にはどうもこれは妻の財産になるべきものだ、あるいは共有財産になるべきものだ。にもかかわらず、これが夫の財産というふうに見られておる。その辺の矛盾をどういうふうに考えるかということなんかと思いますが、これはどうしても税法となると、形式主義になるのです。どうもこれは形式的には夫の財産にはなっているけれども、実態は実はこうこうなんだというふうなそういう認定はなかなか税務当局としてはいたしかねるのです。」（第65回国会参議院予算委員会会議録・前掲注26。）

⁶³ 関連事案として、最判昭和34年7月14日第三小法廷判決（昭和32年（オ）第636号）土地所有権移転登記手続請求上告事件は、夫婦間の合意で、夫が買入れた土地の登記簿上の所有名義人を妻としただけでは、妻の特有財産とはならないことを判示した。

て所有権を移転する」旨が記載されているかどうかではなく、その分与行為の実質が共有物分割であるかどうかが重視されている。本事案においては、購入資金が夫婦双方で負担されていることが事実認定されていることから、購入資金の原資が夫婦双方で負担されている事実の有無が、共有財産であるか否か、さらに、共有物分割であるか否かを決定する重要な要素になると考える。

この点について、高木積夫判事は、「夫婦が個別に経済的収入のある職業に従事してその収入から共同財産が形成された場合は、互いに特有財産である自己の給与から自己の婚姻費用分担額を超えて支出したため、剰余財産が形成されたものであるから、財産法上2人の者が自己の財産を出し合って不動産等を購入したときと性質上同一で原始的な共有関係にあると解される。」⁶⁴と説明している。

このように、納税者は、夫婦が共同で財産の原資を負担している事実の立証が必要であり、課税当局は、夫婦が共同で財産の原資を負担しているか否かの反証が必要になる。しかし、夫婦双方が原資を負担してさえいれば、必ずしも原始的な共有財産であると認定される訳ではない。この点について、東京地判昭和48年3月22日判決（昭和43年（行ウ）第251号）所得税更正処分等取消請求事件⁶⁵は、夫の所有する建物について、「本件建物に数次にわたって加えられた増改築の費用は、原告ら夫婦が共同で出捐した旨主張するが、単なる増改築の費用が夫婦共同の出捐によるものであつても、そのことの故に建物が原告ら夫婦の共有となるいわれはなく、また、原告ら夫婦が共同の出捐で従前の建物にその同一性を失わせるような増改築を加えたという事実を認めるに足りる証拠もないから、原告のこの主張は採用できない。」として、夫の特有財産であると認定した。ここで、単なる増改築費用などの本体購入とは異なる要素につき費用負担した場合には、本体自体を購入した一方配偶者の特有財産たる性質を失わないと考えられる。なお、ここでいう単なる増改築費用には、修繕費用や小規模なリフォーム費用も含まれるものと推察される。一方で、当判決にある通り、同一性を失わせるような増改築があった場合には、

⁶⁴ 高木積夫．1980．「財産分与の対象となる財産の範囲」．中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会．『現代家族法大系2婚姻・離婚』．有斐閣．p.300.

⁶⁵ 前掲注61.

共有財産と認定される余地があるであろう。ここでいう同一性を失わせるような増改築には、リノベーション工事のような既存の建物に大規模な工事を行い、住宅の性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすることに要した費用などが該当するものと考えられる。

以上を踏まえれば、財産の帰属は、登記上の名義が一方配偶者名義になっているか否か、和解調書等に財産分与として所有権を移転する旨の記載があるか否かという形式的な判断ではなく、原則として、その財産本体自体の原資が夫婦双方で負担されているか否かの事実認定が争点になるものと考えられる。

2 持分割合

当裁判において、たとえ持分割合が具体的にない場合であっても、原始的に夫婦の共有財産であると認定を受ければ、財産分与という名目で土地の所有権を移転登記しても共有物分割になり得るということを確認した点は重要である。一方で、東京地判平成6年2月1日判決（平成5年（行ウ）第34号）所得税の更正処分等取消請求事件⁶⁶は、「財産の所有権や共有持分は法律行為によって取得・移転するものとしたうえで、共有状態を解消する共有物分割の手続とは全く別個の制度として財産分与を規定しており、このような法の趣旨に照らせば、夫名義の資産形成に対する妻の貢献は、あくまでも具体的な財産分与が行われた後に特定の財産に対する所有権または共有持分として顕在化するに過ぎず、財産分与以前の段階において既に妻の貢献度合いに応じて夫名義の特定財産に対する共有持分が発生しているとは到底できないところである」と判示している。さらに、控訴審である前掲東京高判平成6年6月15日判決（平成6年（行コ）第11号）所得税の更正処分等取消請求控訴事件は、「財産分与によって初めて夫名義の財産に対する妻の所有権又は共有持分が発生するといわざるを得ないから、そこに資産の譲渡と目される実質があることは明らかである」と判示している。これらの判示は、当該裁判と一見論理的矛盾があるように思える。しかし、当裁判と判決においては、前者が「共稼ぎ型」であり、後者が「専業主婦型」

⁶⁶ 東京地判平成6年2月1日判決（平成5年（行ウ）第34号）所得税の更正処分等取消請求事件（税務訴訟資料200号527頁）

であるという夫婦形態の決定的な違いがある。つまり、家事労働という抽象的な貢献をもって財産形成に寄与した場合と異なり、各配偶者の特有財産である原資をもって、財産形成に寄与した場合には、その財産は原始的な共有財産となるため、たとえ財産分与以前において「顕在的な持分」となっていなくとも、それは「潜在的な持分」とは異なるということである。

しかしながら、当裁決のように、登記上一方配偶者名義で、且つ、持分割合が定まっていなかった場合であっても、夫婦財産が共有財産となり得る場合があるということは、課税実務をより困難ならしめることは言うまでもない。本裁決では、課税当局が、夫婦が連帯して債務者となつてはいるものの、具体的な返済割合が明確でないと主張している。これに対して、裁決は、夫婦の収入が同程度であることから、夫婦が等しく返済したものとみるほかないと事実認定し、本件土地の帰属割合を夫婦各2分の1とした。この背景には、民法第250条（共有持分の割合の推定「各共有者の持分は、相等しいものと推定する」）の推定規定⁶⁷が働いたとも考えられ、特に夫婦の場合には持分割合が2分の1と推認される傾向が強いように見受けられる⁶⁸。しかし、当該民法第250条は、

⁶⁷ 民法第250条は、「法律の規定や当事者の意思で持分の割合が定まらない場合の補充的な規定である。」と解されている。（我妻榮=有泉亨=清水誠=田山輝明・2021.

『我妻・有泉コンメンタール民法-総則・物権・債権-』。第7版。日本評論社。pp. 478-479.）。ただし、推定は反証で覆るため、課税当局が持分割合を2分の1でないことを反証できた場合には、民法第250条の推定規定は適用されないこととなる。

⁶⁸ 「共稼ぎ型」夫婦の原資負担の割合が不明確である場合に、夫婦各持分割合を2分の1と推認した事案として、例えば以下の事案がある。

- ・ 広島高判昭和55年7月7日判決（昭和54年（ラ）第42号）財産分与審判に対する即時抗告事件は、「妻X（抗告人）及び夫Y（被抗告人）が結婚後取得した不動産、有価証券類、自動車、預金等の財産は、すべて両名の共働きによる収入によつて蓄積されたものであり、名義のいかんを問わず、両名の共同財産であると認められる。そして、結婚後三年間の両名の収入には大差がなく、昭和四五年以降Xの収入が減少したのは、長女の出産、育児によるものであり、Xが勤務の傍ら家庭にあつては家事及び育児に専念し、家計のやりくりをして蓄財に努めた点を考慮すると、右財産形成に対するXの寄与の割合は、五割を下回ることはないものというべきである」と判示した。「共稼ぎ型」の場合には、「専業主婦型」と異なり、「家事労働」が夫婦財産の形成にあたって、加点要素になりうるとした点は重要である。
- ・ 名古屋高判昭和60年9月5日判決（昭和59年（ラ）第33号）親権者指定、養育費請求、財産分与各申立事件審判に対する即時抗告申立事件は、「共有財産における夫婦の持分の割合はたんに夫婦双方の収入あるいは生活費拠出額の割合によるものではなく、非経済的労務提供、精神的寄与等夫婦共同生活でのすべての要素を考慮して決定されるべきであつて、したがつて特段の事情のない限り夫婦の持分は平等と推定される」と判示した。
- ・ 札幌高判昭和61年6月19日判決（昭和59年（ネ）第213号、同第255号）慰藉

原則として2分の1宛とすべきものであるが、これは事実上の推定に過ぎず、租税回避防止の観点からは、課税当局の指摘は重要である。なぜなら、極端な例を挙げるとすると、一方配偶者名義の財産に対して、他方配偶者が1円だけ拋出し、その後財産分与の際に、納税者夫婦がいくらずつ拋出したか分からないとして、2分の1の持分を主張することで、課税所得を減少させるケースが理論上考え得るからである。そのため、事実認定において、本裁判のように、収入が同程度であることなどの主張立証を考慮した持分が認定されるべきであり、拋出割合が具体的に証明された場合には、一概に2分の1とするのではなく、当該拋出割合に応じた持分が認定されるべきである。

なお、当該持分割合の議論は、夫婦財産が共有財産であることの実事認定があった上での次の争点であるため、夫婦双方が購入原資を負担していることを立証できない場合には、そもそも共有財産とはならないため、持分割合の議論まで辿り着かない。つまり、単に夫婦の収入が同程度であること自体は、夫婦の財産が共有財産であるか否かに直接関わりのないことであり、あくまでも夫婦財産の帰属関係は、購入原資の負担の有無が重要な争点になるものと考えられる。

3 共稼ぎ型の発展事案

これまでみてきたように、「共稼ぎ型」の財産分与においては、夫婦が購入財産の原資を負担している事実の立証ができれば、その財産は原始的に夫婦の共有財産となり、共有物分割となるため、財産分与課税の射程が及ばないことを確認した。この場合は、夫婦が購入財産の原資を負担し合っていることが事実認定基準の重

料損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件は、「本件土地は、(中略)両名の共働きによる収入から支払われたものであり、このように、妻Y(被控訴人)が共働きをし、いわゆる内助の功を超えて本件土地建物の取得に寄与している場面においては、たとえ夫X(控訴人)の単独名義で買受けたものであつても、これを名義人の特有財産とする旨の合意もしくは特段の事情のない限り、YとXとの共有に属すると解するのが相当であり(る)」。そして、「共有持分の割合について考察するに、Yの収入は一か月七、八万円であつたが、Xの収入については、Yの収入を上回っていたであろうとはいへても、その額について確証がなく、Yが勤務をした上に家事及び育児にも従事したことを考慮すると、本件土地の代金についてXとYとは各2分の1宛を出捐したものと評価するのが相当であるから、Yは本件土地につき共有持分2分の1を有する」と判示した。本事案のように、収入が同程度でない場合であっても、「家事労働」などが加点要素となり、結局は夫婦の持分割合は2分の1と推認される傾向にある。

要な要素となっていた。

一方で、夫が土地建物等の財産を購入し、妻は生活費・教育費等の全般的な消費財産を購入しているなど、使途に応じて支払者を分けているような場合において、離婚に際して夫が購入した財産を妻に財産分与したときの課税関係はどうなるであろうか。このケースと同様の事案はまだないが、共働き世帯が浸透して来ている現代社会において、今後こういった状況の事案は増えると推測される⁶⁹。

このケースは、夫婦で購入資金を半分ずつ、生活費・教育資金等も半分ずつ負担し合っている夫婦との課税の公平、また、有形財産を残せる夫と残せない妻との公平をどのように図るかが問題となる。民法第760条（婚姻費用の分担「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する」）に鑑みると、本ケースのように、夫の給与口座を土地建物等の借入金返済口座とし、妻の給与口座から生活費・教育費等が支払われている場合、これは便宜上、使途に合わせて各婚姻費用を分担しているに過ぎず、その実態は購入財産の原資を夫婦が直接的に負担しているケースと本質は変わらないと思われる。つまり、夫婦の稼得収入から生じた生活余剰金は、一旦夫婦世帯を単位とした一つの財布に入り、そこから各使途に応じて代金が支払われているものと考えられるから、各婚姻費用を等しく分担していると擬制して考える余地があると思われる。したがって、購入財産の原資を夫婦が直接的に負担しているケースと同様に、購入した土地建物等は、夫婦の共有財産として共有物分割の対象となり、財産分与課税の射程が及ばないと考えられる。

しかし、婚姻期間の長短によって土地建物等に要した金額が、合理的に見積もられた生活費・教育資金等の支出額に比して相当程度多いことが明らかな場合には、土地建物等の購入金額に占める妻の生活費・教育資金等の支出額の割合を限度として持分を帰属させるなどの考慮は必要であろう。いずれにしても、この場合

⁶⁹ 片働き世帯数と共働き世帯数は、昭和55年において、片働き世帯数が共働き世帯数よりも約1.8倍上回っていたが、平成9年以降はその数が逆転し、平成25年においては、共働き世帯数が片働き世帯数よりも約1.4倍上回っており、今後もこの差は開いていくものと推察される。（出典：内閣府、2014、「平成25年度男女共同参画社会の形成の状況及び平成26年度男女共同参画社会の形成の促進施策」<https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/gaiyou/pdf/h26_gaiyou.pdf>【インターネット閲覧日】令和3年1月10日。）

の財産は、家事・育児等による「専業主婦型」の寄与分としての潜在的共有持分とは異なり、「共稼ぎ型」の夫婦が購入財産の原資を直接的に負担しているケースと同様に、民法上原始的に共有財産と考える余地があるのではないかと考える。

一方で、こういった争いを避けるためには、夫婦共通の婚姻費用口座の開設が有効であると考えられる。この場合、「夫婦が婚姻費用の分担として金銭を拠出し、それが家計費に充てられて剰余金を生じた場合には、その拠出自体夫婦共同生活の基礎を構成する目的でなされるのであるから、(中略)右剰余金によつて不動産、預金その他の財産が取得され、その名義が夫婦の一方に属しても、夫婦間に名義人の特有財産とする旨の特段の約束がない限りは、名義のいかんにかかわらず、夫婦共同財産たる性質を失わない。」

(東京地判昭和 46 年 1 月 18 日判決 (昭和 41 年 (タ) 第 346 号、同 42 年 (タ) 第 35 号) 離婚等請求、反訴請求事件)⁷⁰こととなる。

そのため、当該婚姻費用口座に拠出した金額の割合に応じて夫婦各人が持分を取得すると考えられるため、課税実務も簡潔になるとともに、夫婦間トラブルの防止にも繋がるだろう。ただし、婚姻費用口座が夫婦の共有としての性質を有しているとしても、財産分与によって夫婦の一方が自身の持分(この場合、婚姻費用の拠出割合)を超える部分の資産の移転を受けた場合には、その持分を超える部分については共有物分割の対象にはならないため、財産分与課税の射程が及ぶことになる。

第 3 節 家業共同経営型 (大阪高判昭和 57 年 11 月 30 日判決)

大阪高判昭和 57 年 11 月 30 日判決 (昭和 46 年 (ネ) 第 948 号) 共有持分確認請求控訴事件⁷¹は、内縁の夫婦が共同で経営する家業の収益をもって共同生活の経済的基礎を構成する財産として購入した不動産は、たとえその登記簿上の所有名義人が夫とされていても、

⁷⁰ 東京地判昭和 46 年 1 月 18 日判決 (昭和 41 年 (タ) 第 346 号、同 42 年 (タ) 第 35 号) 離婚等請求、反訴請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】27451698【閲覧日】令和 2 年 12 月 23 日

⁷¹ 大阪高判昭和 57 年 11 月 30 日判決 (昭和 46 年 (ネ) 第 948 号) 共有持分確認請求控訴事件【データベース名】TKC 法律情報データベース【文献番号】27452669【閲覧日】令和 2 年 9 月 27 日

※第 1 審 (大阪地判昭和 57 年 2 月 12 日判決) は本論文執筆時の令和 3 年 9 月 18 日現在未掲載

夫婦間においてこれを夫の特有財産とする旨の特段の合意のない以上、夫婦の共有財産として同人らに帰属するのを相当とした事案である。なお、本事案は財産分与、課税関係が争点となったものではない。

第1項 事実の概要等

1 事実の概要

- (1)妻 X（控訴人）は大正 12 年 9 月訴外 A と挙式し、大正 13 年 6 月 26 日婚姻届けをして夫婦となったが、昭和 6 年 3 月 25 日 A は死亡した。
- (2) X は A の両親及び A の弟訴外 B らの希望により昭和 6 年 7 月 B と挙式して事実上の夫婦となったが、その後さしたる理由もないのに、婚姻届出がなされないまま経過した。
- (3) B は昭和 22 年頃訴外 C と情交関係ができ、昭和 24 年 11 月 24 日同人との間に Y（被控訴人）をもうけた。
- (4) Y の学齢時の迫った昭和 30 年 11 月 1 日 C の強い要望により同人との婚姻届出をしたが、昭和 40 年 6 月 10 日協議離婚した。
- (5) B は呉服商を経営し、その収益をもって昭和 13 年 12 月 19 日、昭和 22 年 4 月 7 日、昭和 33 年 11 月 10 日にいずれも物件（以下「本件各物件」という。）を B 名義で買い受けた。
- (6) X は上記(5)の本件各物件につきいずれも 2 分の 1 の持分権を有することの確認を求めた。

2 X の主張

「X は A と婚姻当時同人と協力して家業である呉服商を営み、B と内縁関係に入ってから右家業を継いだ同人と協力してその経営にあたり、昭和 52 年 11 月 X の老齢と病気のため営業を廃止するまで右経営を継続した」

「物件をいずれも B 名義で買い受けたが、その購入対価である右収益についての X の寄与（貢献）割合は 2 分の 1 を下回ることはないから、X は右買受によつて本件各物件について B とともに 2 分の 1 ずつの共有持分権を取得したものである」といふことができる。

仮に、右寄与割合が明らかでないとしても、民法 250 条により X は本件各物件について 2 分の 1 の共有持分権を有するものである」

3 Y の主張

「BはAの生前から独力で顧客を開拓して呉服商を経営していたものである」

「本件各物件はBが自己の営業の収益をもつて買い入れたものであつて、Xはなんら寄与していない」

第2項 判旨

- 1 「Xは、Aと婚姻当時家事と育児に当るほか、家業である呉服商の手伝いをしており、Bと内縁関係に入つてからも、右家業を継いだ同人を手伝つて呉服商の経営に従事した。」
- 2 「もつとも、右呉服商は、A生存当時は訴外D・B・訴外Eらが、Aが死亡してBが家業を引き継いでからはD・Eらがそれぞれ手伝つていたが、昭和9年Eが分家と同時に独立し〇〇で呉服商を始めてからは同人の、更に昭和16年Dが死亡してからは同人の各助力がいずれもなくなり、その後はXがBと協力して右経営に当つた。」
- 3 「Xは、Bが応召していた昭和19年5月5日から昭和20年9月1日までの間、右呉服商の経営を独力で続け、同人の復員後一時古着商に転じたこともあつたが、間もなくして同人とともに呉服商を再開し、従前どおり同人に協力してその経営に当り、その後Cが（中略）Bと同居していた間はBも右経営を手伝つていたほかは、一時Bと別居した期間を除き、専ら同人と協力して右家業の経営に当つており、その状態は昭和52年11月Xが老齢と病気のため右営業を廃止するまで続いた。」
- 4 「XとBの右呉服商の経営は、Bが主として呉服の仕入れと外回りを、Xが右店舗内での販売をそれぞれ分担する方法によつていたが、Bは酒好きで女性関係もかなりあつたことなどから、Xが右経営のかなりの部分を分担した時期もしばしばあり、Xの右経営に対する貢献度は単なる手伝いという程度を超えて共同経営ともいふべき実態を備えたものであつた。」
- 5 「ところで、正式の婚姻関係であると、内縁関係であるかを問わず、妻が家業に専従しその労働をもつて夫婦の共同生活に寄与している場合とは異なり、夫婦が共同して家業を営み、その収益から夫婦の共同生活の経済的基礎を構成する財産として不動産を購入した場合には、右購入した不動産は、たとえその登記簿上の所有名義を夫にしていたとしても、夫婦間においてこれを夫の特有財産とする旨の特段の合意がない以上、夫婦

の共有財産として同人らに帰属するものと解するのを相当とすべきところ、(中略) 本件各物件は、XがBと内縁の夫婦として共同生活を行う間、その家業である呉服商及び古着商を互いに協力して経営し、その収益をもつて購入したことが明らかであるから、たとえ右各物件の登記簿上の所有名義がBとなつていても、XとBとの間において本件各物件をBの特有財産とする旨の特段の合意のない限り、右兩名の共有財産と解するのを相当とすべく、本件全証拠をもつてしても右特段の合意を認めることができないから、本件各物件は右兩名がその共有財産として購入したものと認めるべきである。」

6 「そこで、Xの右各物件取得についての寄与分は2分の1を下らないから、少なくとも2分の1である旨主張するが、右主張事実は本件全証拠をもつてしてもにわかに認めがたく、一方Xの右寄与分が2分の1を下ることについての証拠もないから、結局、Xの右持分は民法250条によつてBのそれと均等の2分の1と認めるのが相当である。」

7 「してみれば、Xは本件各物件について2分の1の共有持分権を有するものといふことができる。」

第3項 検討

判決は、妻が家業に専従しその労働をもつて夫婦の共同生活に寄与している「専業主婦型」における家事貢献とは異なり、夫婦が共同して家業を経営し、その収益から夫婦の共同生活の経済的基礎を構成する財産として不動産を購入した場合には、その不動産は夫婦の共有財産として同人らに帰属すると判示した。そして、「家業である呉服商及び古着商を互いに協力して経営し、その収益をもつて購入したことが明らかである」という事実認定から、夫婦がともに財産の原資を負担している点で、第2節の「共稼ぎ型」の場合と共通項があると考えられる⁷²。

この事案は「家業共同経営型」における共有持分の確認を請求したものであり、財産分与、課税関係が争点となつたものではない。

⁷² 同様の事案として、高松高判昭和36年12月15日(昭和33年(ラ)19号)財産分与審判に対する即時抗告事件は、建物について、その購入原資が、夫婦が経営する「日用雑貨品商農業等により得たる収益から支出されたもの」と事実認定され、「婚姻中双方が協力により得た財産でその共有に属する」と判示した。

しかし、仮に「家業共同経営型」の状況下で、財産分与が行われた場合において、本判決のような事実認定によって、私法上共有財産と認められるときには、それは共有物分割となり財産分与課税の射程は及ばないと考えられる。そのため、第2節の「共稼ぎ型」と同様に、納税者側が具体的な立証を行うことで、形式的には一方配偶者名義の財産であっても、実質的には夫婦の原始的な共有財産であると認定され得ることを示唆するものであり、納税者側が反証をしないと実態とかけ離れた結果になってしまう可能性があるといえる。ゆえに、「家業共同経営型」においても考察していきたい。

「家業共同経営型」における夫婦財産の帰属について、高木積夫判事は次のように説明している。

妻が夫の家業に協力することは、婚姻の効果として義務づけられる範囲には属さず、妻と夫との間の自由な意思に基づく約定がある場合にその約定により協力が義務づけられるものというべきである。(中略) 妻の協力の内容程度は約定(それが黙示的であるにせよ)の内容に応じ差はあるが、家業協力は経済的活動の側面からみて家事労働と別異の法的構成ができる。経済的収入をえる家業について夫と妻の共同の事業と理解し、夫がその特有財産である家業用資産及び経営労務を出資し、妻が労務出資(労務の提供ばかりでなく経営協力を含む)をするとみると、民法上の組合関係が成立したとみてよい。但し、対外的には夫である経営主が専ら組合事業を執行する外形を呈し、組合財産も対外的には夫の所有として取扱われる点では、いわゆる内的組合(または内部組合)関係であると解される。したがって、離婚を組合の解散事由に準じて考え、内部的には共有関係にあった残余財産を、各出資割合に応じて分配し清算することになる⁷³。

⁷³ 高木. 前掲注 64. pp. 301-302.

同旨の評釈として例えば以下のものがある。

・「農業や家内工業、小規模商店におけるように、夫婦が同一の生産手段によって得た収入から家計が賄われているときには、主婦婚の場合以上に、共有制が妥当するであろう。」(右近健男. 1975. 「身分法小委員会の中間報告について」. 『ジュリスト』No. 596. p. 50.)

・「ことに中小企業の経営などは、二人で商売を繁昌させようという明確な目的を持った夫婦の共同事業で、両者間には黙示の組合契約があるとみななければならぬ場合

高木積夫判事がいう「妻が夫の家業に協力することは、婚姻の効果として義務づけられる範囲には属さず」における義務とは、民法第752条（同居、協力及び扶助の義務）「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」を指していると考えられ、これら義務の中に、家業協力は含まれないと解しているものと思われる。一方で、これら義務の範囲内にある「専業主婦型」の家事貢献とは異なり、「家業共同経営型」の経済的貢献は、民法上の組合関係（但し、いわゆる内的組合（または内部組合）関係であると解される。）を成立させると説明されている。そして、その組合関係の成立には、妻の「労務出資（労務の提供ばかりでなく経営協力を含む）」の実体があることが前提条件となっていると論理を構成している。

そこで、当判決の内容に視点を戻すと、この事案では、Bが酒好き、女性関係もしばしばあり、Xが経営のかなりの部分を分担していたことから、「経営に対する貢献度は単なる手伝いという程度を超えて共同経営ともいうべき実態を備えたものであつた」という事実が認定されている。そして、当該単なる手伝いという程度を超えた共同経営ともいうべき実態（以下、「共同経営の実態」という。）

が、多くなるだろう。」。（島津一郎，1974，『妻の地位と離婚法一妻の権利の実質的検討一』，有斐閣，p.115.）

・「農地や商店の営業財産が夫の所有であり夫が経営主体とされているが、実質的な共同経営者として妻も生産労働に従事しているような場合、対外的に「自己の名」が示されているのは夫である以上、財産は夫に帰属すると解すべきだとしても、内部的に夫婦間に組合的合意を推認しうる実態があれば、その収益に対しては共有と解しうる余地があると思われる。これは、夫婦間の協力の問題ではなく、夫婦間の契約の問題といてよいわけで、必ずしも762条1項の趣旨に反するとはいえないであろう。」。（鍛冶良堅，1980，「夫婦の共有財産と特有財産」，『別冊判例タイムズ<8号>』，p.227.）

・財産分与、課税関係が争点となったものではないが、内的組合関係の成立を認めた事案として、東京高判昭和51年5月27日判決（昭和50年（ネ）第1593号）遺留分減殺請求控訴事件は、時計商を実質的に承継した二女夫婦に対し組合契約を擬制して親名義の財産につき各3分の1の持分を認めた。判決は、「被相続人が営んでいた商店の営業を実質上その子夫婦に承継させ、爾後営業名義は被相続人としているが、実際にはもっぱら子夫婦の経営努力によって営業が維持され、その利益によってその建物所有権及び敷地の借地権等を取得し、建物を増築し店の商品等の在庫量が増大するなどその商店に造成された財産は、その一部の所有名義が被相続人になっていても、実質的に被相続人及び子夫婦がその商店を営むことを目的として一種の組合契約をし子夫婦が組合の事業執行として店舗の経営をした結果得られた財産とみられるから、被相続人が死亡し他に共同相続人がいる場合には、組合の解散に準じ、その出資の割合に応じて残余財産を清算し、その清算の結果子夫婦の各取得する分はその財産形成の寄与分として遺産から除外し、被相続人の取得分のみを遺産として取扱うべきものと解するのが相当である。」と判示している。

が認定されたことによって、「夫婦が共同して家業を経営し、その収益から夫婦の共同生活の経済的基礎を構成する財産として不動産を購入した場合には、右購入した不動産は、(中略)夫婦の共有財産として同人らに帰属するものと解するのを相当とすべき」と判示した。

これらを踏まえると、「家業共同経営型」において、財産分与が行われた場合の夫婦財産の帰属は、「共同経営の実態」の有無が争点になるものと考えられる。そのため、納税者が「共同経営の実態」を立証できれば、その収益で購入した財産は原始的に夫婦の共有財産となり、共有物分割の対象となるため、財産分与課税の射程が及ばないことになる。反対に、「共同経営の実態」を立証できなければ、その財産は一方配偶者の特有財産となり、共有物分割とはならないから、財産分与課税の射程が及ぶことになる。

ここで、どのような事実があれば、「共同経営の実態」があると認定されるのかが問題となる。島津一郎教授は、「妻が商売上の面会人や電話の取次ぎをしたり、作家の夫の原稿の整理を手伝う程度なら、まだ、妻の協力は通常協力のといえるだろう。しかし、妻が夫の農業を分担したり、あるいは夫婦が二人で事業を営んだりすることもあるだろうし、妻が社長である夫の秘書を務めることもあるだろう。これらの場合には、妻の協力は、通常協力の範囲を超える協力といってよいだろう。」と説明している⁷⁴。

当事案においては、事実認定において「Bが主として呉服の仕入れと外回りを、Xが右店舗内での販売をそれぞれ分担する方法によつていた」とあるように、明確な分業体制が敷かれていた。さらに、Bが「酒好きで女性関係もかなりあつたことなどから、Xが右経営のかなりの部分を分担した時期もしばしばあり」という事実認

⁷⁴ 島津. 前掲注 73. p. 114.

同旨の評釈として例えば以下のものがある。

・「妻の家業の協力関係が夫と対等的な地位においてなさらず、協力関係が従的でいわゆる手伝の程度に止まる場合には、これを組合関係とするには、両者の共同事業の意思の合致を欠き相当とはいえない。ここでの家業の協力度は低く家事労働の方に重点がある。」(高木. 前掲注 64. p. 303.)

・「夫婦ないし親子間に組合契約を擬制することが可能である限り、組合的な物権的持分を認めることが妥当であるといえるが、しかしこれは、本来の意味の寄与分の問題ではないわけで、762条2項の推定の問題でもないということになる。これに対し、単なる補助労働の場合には、物権的持分は取得せず、本来の意味での寄与分の問題として処理すべきこととなるし、夫婦間の通常協力の範囲内に過ぎない場合には、定型配偶者相続分の問題で処理されることとなる。」と説明している。(鍛冶. 前掲注 73. p. 227.)

定からは、時より X 一人で商売を切り盛りしていた時期もあったことが窺え、X は独力でも営業することができる程度にその事業の内容を理解していたと考えられる。そのため、いわゆる単なる手伝いとして従事する者に求められる範疇を超えた事業運営能力もあったことが推察される。このような状況から、当裁判所は、「X の右経営に対する貢献度は単なる手伝いという程度を超えて共同経営ともいべき実態を備えたものであつた。」という認定を行っていると考えられる。

一方で、「家業共同経営型」において財産分与が行われた場合に、「共同経営の実態」が認定されず、共有財産とならなかったため、財産分与課税の射程が及んだ事案がある。国税不服審判所昭和 60 年 11 月 26 日裁決⁷⁵は、「納税者 X の妻であつた A は、主婦としての仕事をするほか、経理事務を担当して X の事業を手伝っていたことが認められるから、本件土地の取得について A が何らかの形で貢献していることは否定できないが、そのことをもって X の取得した財産が直ちに A との共有になるものとはいえない。」と事実認定した。当裁決にあるように、納税者側が、いわゆる「単なる手伝い」の範疇に収まる程度の貢献のみしか主張立証できない限りにおいては、裁判所等は「共同経営の実態」を観念せず、一方配偶者の特有財産と認定する傾向にあると言える⁷⁶。

⁷⁵ 国税不服審判所昭和 60 年 11 月 26 日裁決【データベース名】TKC 法律情報データベース【文献番号】26009010【閲覧日】令和 2 年 12 月 17 日

⁷⁶ 納税者側が、いわゆる「単なる手伝い」の範疇に収まる程度の貢献のみしか主張立証できなかったため「共同経営の実態」が観念されず、一方配偶者の特有財産と認定された裁判所等事案として、例えば以下のものがある。

・東京地判昭和 48 年 1 月 25 日判決（昭和 43 年（行ウ）第 161 号）所得税更正決定取消等請求事件は、夫の協力程度が低かつたことから、夫婦財産を妻の特有財産と認定し財産分与課税を是認した。当裁判所は、「訴外夫 A も使用人の監督、借入金や不動産売買の交渉等にある程度参画したものの、営業は常に納税者 X 名義であり、また、営業の性質上、X が女主人として（訴外 B 社設立後は X が社長として）経営を主催してきた。（中略）他方 A は、俗にいう「髪結いの亭主」的存在で、X の右営業にも余り協力せず、病身のため X から多額の小遣いをもらつて温泉療養に赴くなど、店にもあまりおらず、たまに来ると店の収益から相当まとまつた金を持ち出して遊び歩き、女店員との間を噂されるなど奔放な生活ぶりであつた。」と事実認定しており、「本件不動産を含む X の所有名義である不動産は、いずれも名実ともに X の所有であつたと認めるのが相当である」として、財産分与課税を是認した。

・横浜地判平成 8 年 11 月 25 日判決（平成 7 年（行ウ）第 15 号）所得税更正処分取消請求事件は、「納税者 X は不動産賃貸業を営んできたが、訴外妻 A は婚姻以来一貫して専業主婦で、形の上ではある時期から X の確定申告上、事業専従者となつていたが、実際には X の不動産賃貸業を手伝うことはほとんどなかつた。」と事実認定しており、「本件不動産のすべては、いわば X 固有の財産であり、その意味では夫婦共有の財産の清算という要素は乏しい」として、財産分与課税を是認した。このことから、形式上事業専従者となつていただけでは、「共同経営の実態」は認定されない

そのため、納税者が「共同経営の実態」の認定を受けるためには、単なる手伝いの範疇を超える程度の業務を行っていた事実の立証が必要であり、業務内容のほか、出勤簿や勤務時間のわかるタイムカードなどがあると、事実認定においてより効果的であると考えられる。一方で課税当局においても、所有名義や財産分与の形式的行為ではなく、夫婦の「共同経営の実態」を審査する必要があると考えられる。この点に関して、最判昭和 53 年 7 月 10 日第一小法廷判決（昭和 53 年（行ツ）第 38 号）所得税賦課決定処分取消請求上告事件⁷⁷では、納税者が原審において、財産分与ではなく妻に贈与した旨を主張し、続く控訴審においては、これに加えて、当該財産の分配行為には、財産分与として課税されることを認知していなかった錯誤がある旨を主張し、最後に上告審に際する上告理由として初めて、家業である建設事業に対する妻の協力の存在が主張された。しかし、上告審は原審及び控訴審の判断を適法であるとし、妻の協力の点については特に触れることはなかった。この事案においては、贈与、及び、錯誤の有無が終始争点となってしまったが、納税者が原審から妻の建設事業に対する協力の点を主張し、さらに、その貢献度合いを立証できていたら、この点が争点となり、裁判所の判断が変わっていた可能性がある。このことから、納税者側の積極的な主張立証が必要となるものと考えられる。

第 4 節 小括

本章では、夫婦財産の帰属認定が争点となった裁判所等事案を「専業主婦型」（第 1 節）、「共稼ぎ型」（第 2 節）、「家業共同経営型」（第 3 節）の 3 つに分けて取り上げ、各事案の事実認定部分に着目した考察を行い、夫婦財産の帰属認定の基準とその課税関係を検討した。

次章では、本章までの検討経過を踏まえた上で、夫婦形態別（「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」）に財産分与課税の射程に関する本論文の結論を提示し、さらに、今後の課題を述べる。

と考えられる。

⁷⁷ 最判昭和 53 年 7 月 10 日第一小法廷判決（昭和 53 年（行ツ）第 38 号）所得税賦課決定処分取消請求上告事件（税務訴訟資料 102 号 68 頁）

第6章 財産分与課税の射程

第1節 検討経過

本論文の目的は、財産分与と共有物分割の課税関係の相違に着目し、夫婦財産帰属に係る裁判所等の事実認定の検討を通じて、財産分与における譲渡所得課税の射程を明らかにすることであり、そのために、以下の順序で検討を行った。

先ず第2章では、財産分与の課税根拠となる譲渡所得の課税趣旨とその範囲を確認し、さらに、共有物分割に係る課税実務上の取扱いを確認した。第3章では、我が国の夫婦財産制と財産分与制度の内容を確認した。第4章では、名古屋医師財産分与事件判決を取り上げ、財産分与課税に関する裁判所の見解と当該判決の意義を確認し、また、財産分与課税に関する学説等の見解を確認した。そして第5章では、課税関係の有無を左右する夫婦財産の帰属認定について、夫婦形態別に裁判所等の事実認定の基準を整理し課税関係を検討した。

第2節 結論

本論文では、夫婦形態（「専業主婦型」、「共稼ぎ型」、「家業共同経営型」）ごとに各々複数の裁判所・国税不服審判所の事案の事実認定に焦点を当てて検討を行った結果、以下の結論を導き出した。

一方配偶者から他方配偶者へ財産分与がなされた場合、当該夫婦の形態に応じて財産分与課税の射程は次の通りになると考えられる。

第1項 専業主婦型の場合

1 結論

「専業主婦型」の場合において、夫から妻へ財産分与がなされたときは、当該財産は夫の特有財産と認定され得ることから、共有物分割にならず、原則として財産分与課税の射程が及ぶと考える。

2 理由

第3章第1節第2項で述べた通り、我が国の民法は、夫婦別産制に立脚している。そのため、「専業主婦型」の夫婦財産の帰属認定について、前掲大阪高判昭和48年4月10日判決（昭和46年（ネ）第

948号) 共有持分確認請求控訴事件では、専業主婦の家事労働に対して、一定の評価姿勢が示されたものの、「それだけで他方配偶者が、当然且直接に、しかも民法第762条第2項の適用に依らずして民法上の共有権を取得するものという意味における実質的共有なる見解は、当裁判所としては、にわかに首肯することができないところである。」と判示された。この点は、山口純夫教授が説明する通り、民法の立場は、「主婦婚における妻の家事労働を通じての協力については、配偶者としての通常の協力扶助の範囲内にあり、それは、法定相続分として配慮されているとして、寄与分を否定するのが一般である。」。そして、これが租税法の領域に入ると、東京高判平成6年6月15日判決(平成6年(行コ)第11号)所得税の更正処分等取消請求控訴事件が判示する通り、仮に妻に潜在的共有持分の存在を認めることができたとしても、「それは未だ持分割合も定まっていない抽象的な権利というものであり(中略)、財産分与によって初めて夫名義の財産に対する妻の所有権又は共有持分が発生するといわざるを得ないから、そこに資産の譲渡と目される実質がある(後略)。」と考えられるから、財産分与課税の射程が及ぶことになる。

第2項 共稼ぎ型の場合

1 結論

「共稼ぎ型」の場合において、夫から妻へ財産分与がなされたときは、その財産の購入原資が夫婦双方で負担されていることの実事認定がある限りにおいて、当該財産は夫婦の共有財産となるから、共有物分割になり、原則として財産分与課税の射程が及ばないと考ええる。

2 理由

「共稼ぎ型」の夫婦財産の帰属認定について、前掲国税不服審判所平成6年6月30日裁決は、夫婦が連帯して債務を負担していることを事実認定したことによって、夫婦が「共同で返済する旨の合意のもとに本件借入金等を資金として取得した本件土地は、登記上の名義にかかわらずXら(夫婦)の間では、共有物との認識であったものと認めるのが相当である。」とした。そのため、課税関係については、たとえ和解調書において所有権の移転が財産分与を原因とする旨の記載があったとしても、夫婦の「共有に属する本件土地を離婚を機会に分割して清算したものとみるのが相当であり、財産分

与とみることはできないから、本件分筆土地をA（妻）に移転登記したことによる譲渡所得は発生しない」と判示した。この点は、民法上共有財産と事実認定がなされているため、形式上財産分与であったとしても共有物分割と判示した裁決を支持できる。また、高木積夫判示が説明する通り、「夫婦が個別に経済的収入のある職業に従事してその収入から共同財産が形成された場合は、互いに特有財産である自己の給与から自己の婚姻費用分担額を超えて支出したため、剰余財産が形成されたものであるから、財産法上2人の者が自己の財産を出し合って不動産等を購入したときと性質上同一で原始的な共有関係にあると解される。」ことから、民法上の共有財産を税法上特有財産とみなして課税する旨の特別の規定がない限りは、財産分与課税の射程は及ばないことになる。

第3項 家業共同経営型の場合

1 結論

「家業共同経営型」の場合において、夫から妻へ財産分与がなされたときは、「共同経営の実態」が事実認定される限りにおいて、当該財産は夫婦の共有財産となるから、共有物分割になり、原則として財産分与課税の射程が及ばないと考える。

2 理由

「家業共同経営型」の夫婦財産の帰属認定について、前掲大阪昭和57年11月30日判決（昭和46年（ネ）第948号）共有持分確認請求控訴事件は、妻の「右経営に対する貢献度は単なる手伝いという程度を超えて共同経営ともいふべき実態を備えたものであった。」という事実認定によって、「妻が家業に専従しその労働をもつて夫婦の共同生活に寄与している場合と異なり、夫婦が共同して家業を営み、その収益から夫婦の共同生活の経済的基礎を構成する財産として不動産を購入した場合には、右購入した不動産は、たとえその登記簿上の所有名義を夫にしていたとしても、夫婦の共有財産として同人らに帰属するものと解するのを相当とすべき」と判示した。当該「共同経営の実態」について、島津一郎教授によれば、「妻が商売上の面会人や電話の取次ぎをしたり、作家の夫の原稿の整理を手伝う程度なら、まだ、妻の協力は通常のコラボレーションといえるだろう。」とされる。そのため、この場合の夫婦財産の帰属関係は、「専業主婦型」と同様に、通常のコラボレーションの範囲内であるから、共有財産とならな

い。一方で、島津一郎教授は、「しかし、妻が夫の農業を分担したり、あるいは夫婦が二人で事業を経営したりすることもあるだろうし、妻が社長である夫の秘書を務めることもあるだろう。これらの場合には、妻の協力は、通常の範囲を超える協力とってよいだろう。」と説明している。この場合は、通常の協力扶助の範囲を超えて、「共同経営の実態」が観念されるから、当該共同事業の収益を原資に購入された財産は、「共稼ぎ型」と同様に、購入原資が夫婦双方で負担されている場合と同じであり、夫婦の共有財産となる。したがって、特有財産の譲渡にならないから、財産分与課税の射程が及ばないことになる。

第3節 今後の課題

この論文で、財産分与における課税関係は、民法上の夫婦財産が「特有財産」であるか「共有財産」であるかに左右されること、また、当該財産帰属に関する事実認定について、夫婦形態別に如何なる要素の有無が争点となるかを示した。これらについて、本論文では、民法・租税法の各規程の解釈や趣旨も踏まえて検討を行ってきた。

しかしながら、夫婦の問題、特に離婚に関わる本テーマは、実務上法的には説明が付かないような結論となる事案も存在する。例えば、浦和地判昭和60年9月10日（昭和59年（タ）第13号）離婚請求事件⁷⁸は、専業主婦である妻の人権を否定する非情な夫の特有財産に対して、「婚姻を継続し難い重大な事由」があるとして、理論的根拠なく、専業主婦である妻に2分の1の持分を認めた。これは、裁判官の心証形成が大きく働いたものと考えられ、本来夫の特有である財産を夫婦の共有財産とみなした上での判示であると思われる。

当該裁判は、課税関係が争点となった事案ではないが、もし仮にこのような事案において課税関係が争点となった場合、税法上の取扱いはどうなるのであろうか。民法上共有財産であることを前提に税法上も共有物分割として課税しないとした場合は、税法がこれまで民法に依拠した財産の帰属認定を建前として課税関係を取り扱っ

⁷⁸ 浦和地判昭和60年9月10日（昭和59年（タ）第13号）離婚請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】27800422【閲覧日】令和2年11月19日

てきたことと整合が取れる。しかし、税法がいわば「感情的な要素」によって、理論的根拠なく共有財産となりうる余地を認めてしまえば、課税の公平が担保できなくなる。そこで、税法がこういった感情的な要素を排除し、一方配偶者の特有財産とみなして財産分与課税を行った場合は、民法と異なった税法独自の立場で財産の帰属認定をすることとなるから、これまで民法上の取扱いに依拠して課税関係を判断してきた税法における私法解釈の考えを覆すこととなり、さらに、民法と税法との間に緊張が生じることとなる（第3章第1節第2項の我妻榮教授の発言の趣旨によれば、税法が民法と異なる立場をとって課税をすることは少しも違法ではないことになる。）。

現時点において、こういった場合の課税関係を争う事案は無いように思われるが、仮に、当該ケースのような事実関係の下で税法上の判断を求められるとしたら、どういふ見解を示すべきであろうか。今後の裁判所等の動向に注目していく必要があると考えられる。

【引用文献】

< 書籍及び雑誌等 >

- 浅妻章如．2017．「第4章 離婚・死別と租税法」．金子宏=中里実=米田隆=岡村忠生．『現代租税法講座 第2巻 家族・社会』．日本評論社．
- 有地亨．1989．『新版注釈民法<21>』．有斐閣．
- 右近健男．1975．「身分法小委員会の中間報告について」．『ジュリスト』No.596．
- 遠藤みち．1998．「第8章 日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法—その変遷と今後の問題—」．人見 康子=木村 弘之亮．『家族と税制』．弘文堂．
- 鍛冶良堅．1980．「婚姻中自己の名で得た財産の意義」．中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会．『現代家族法大系2 婚姻・離婚』．有斐閣．
- 鍛冶良堅．1980．「夫婦の共有財産と特有財産」．『別冊判例タイムズ<8号>』．
- 金子宏．1996．『課税単位及び譲渡所得の研究—所得課税の基礎理論（中巻）』．初版．有斐閣．
- 金子宏．2019．『租税法〔第23版〕』．弘文堂．
- 窪田充見=佐藤英明．2010．「家族法と租税法—財産分与と租税をめぐる問題—」．『法学教室<No.357>』．
- 榎田明=今井慶一郎=佐藤誠一郎=木下直人．2021．『所得税基本通達逐条解説（令和3年版）』．大蔵財務協会．
- 島津一郎．1974．『妻の地位と離婚法—妻の権利の実質的検討—』．有斐閣．
- 大門匡=木納敏和．2017．「離婚訴訟における財産分与の審理・判断の在り方について（提言）」．『家庭の法と裁判<Vol.10>』．
- 第65回国会参議院予算委員会会議録<第19号>昭和46年3月20日【データベース名】国会会議録検索システム<<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=106515261X01919710320¤t=55>>【インターネット閲覧日】令和2年11月28日
- 高木積夫．1980．「財産分与の対象となる財産の範囲」．中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会．『現代家族法大系2 婚姻・離婚』．有斐閣．
- 樋口哲夫．1974．「離婚に伴う財産分与としての不動産分与と譲渡所得」．『税理』．17巻4号．

- 藤谷武史．2018．「第4章 夫婦財産制と租税法—国際的側面からの検討—」．金子宏=中里実．『租税法と民法』．有斐閣．
- 山口純夫．1980．「家事労働の評価」．中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会．『現代家族法大系2 婚姻・離婚』．有斐閣．
- 山田二郎．1979．「財産分与としての資産の譲渡と譲渡所得課税」．『判例タイムズ<370号>』．
- 我妻榮．1961．『親族法』．法律学全集<第23>．有斐閣．
- 我妻榮=有泉亨=清水誠=田山輝明．2021．『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—』．第7版．日本評論社．

< 引用裁判例 >

- 最判昭和36年9月6日大法院判決（昭和34年（オ）第1193号）所得
税審査決定取消事件（最高裁判所民事判例集15巻8号2047頁）
- 高松高判昭和36年12月15日（昭和33年（ラ）第19号）財産分与審判
に対する即時抗告事件【データベース名】第一法規法情報総合デー
タベース【文献番号】27450815【閲覧日】令和2年11月19日
- 最判昭和42年8月25日第二小法院判決（昭和39年（行コ）第5号）登
記申請却下処分取消請求事件（最高裁判所民事判例集21巻7号1729
頁）
- 最判昭和43年10月31日第一小法院判決（昭和41年（行ツ）第8号）
所得税賦課決定等取消請求事件（最高裁判所裁判集民事92号797頁）
- 名古屋地判昭和45年4月11日判決（昭和44年（行ウ）第42号）所得
税更正処分取消請求事件（最高裁判所民事判例集29巻5号649頁）
- 東京地判昭和46年1月18日判決（昭和41年（タ）第346号、同42年
（タ）第35号）離婚等請求、反訴請求事件【データベース名】第一
法規法情報総合データベース【文献番号】27451698【閲覧日】令和
2年12月23日
- 最判昭和46年7月23日第二小法院判決（昭和43年（オ）第142号）慰
藉料請求事件（最高裁判所民事判例集25巻5号805頁）
- 名古屋高判昭和46年10月28日判決（昭和45年（行コ）第8号）所得
税更正処分取消請求控訴事件（最高裁判所民事判例集29巻5号655
頁）
- 東京地判昭和48年1月25日判決（昭和43年（行ウ）第161号）所得税
更正決定取消等請求事件【データベース名】TKC法律情報データベ
ース【文献番号】21041230【閲覧日】令和2年9月27日

東京地判昭和 48 年 3 月 22 日判決（昭和 43 年（行ウ）第 251 号）所得税
更正処分等取消請求事件（税務訴訟資料 69 号 1011 頁）

大阪高判昭和 48 年 4 月 10 日判決（昭和 46 年（ネ）第 948 号）共有持分
確認請求控訴事件【データベース名】第一法規法情報総合データベ
ース【文献番号】27451884【閲覧日】令和 2 年 10 月 18 日

最判昭和 50 年 5 月 27 日第三小法廷判決（昭和 47 年（行ツ）第 4 号）所
得税更正処分取消請求事件（最高裁判所民事判例集 29 卷 5 号 641 頁）

水戸地判昭和 51 年 2 月 25 日（昭和 49 年（ワ）第 272 号）不動産所有権
確認および所有権移転登記手続請求事件【データベース名】TKC 法
律情報データベース【文献番号】27452144【閲覧日】令和 2 年 9 月
27 日

東京高判昭和 51 年 5 月 27 日判決（昭和 50 年（ネ）第 1593 号）遺留分
減殺請求控訴事件控訴事件【データベース名】第一法規法情報総合
データベース【文献番号】27451698【閲覧日】令和 2 年 12 月 23 日

広島高判昭和 55 年 7 月 7 日判決（昭和 54 年（ラ）第 42 号）財産分与審
判に対する即時抗告事件【データベース名】TKC 法律情報データベ
ース【文献番号】27452482【閲覧日】令和 2 年 9 月 27 日

大阪高判昭和 57 年 11 月 30 日判決（昭和 57 年（ネ）第 325 号）土地建
物所有権確認等請求控訴事件【データベース名】TKC 法律情報デー
タベース【文献番号】27452669【閲覧日】令和 2 年 9 月 27 日

名古屋高判昭和 60 年 9 月 5 日判決（昭和 59 年（ラ）第 33 号）親権者指
定、養育費請求、財産分与各申立事件審判に対する即時抗告申立事
件【データベース名】TKC 法律情報データベース【文献番号】27800421
【閲覧日】令和 2 年 9 月 27 日

札幌高判昭和 61 年 6 月 19 日判決（昭和 59 年（ネ）第 213 号、同第 255
号）慰籍料損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件【データベース名】
TKC 法律情報データベース【文献番号】27800458【閲覧日】令和 2 年
9 月 27 日

東京地判昭和 63 年 5 月 16 日判決（昭和 62 年（行ウ）第 106 号）所得税
更正処分等取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合デー
タベース【文献番号】22002452【閲覧日】令和 3 年 3 月 29 日

東京高判平成 2 年 12 月 12 日（昭和 63 年（行コ）第 27 号）各所得税更
正処分等取消請求控訴事件【データベース名】第一法規法情報総合
データベース【文献番号】22004985【閲覧日】令和 3 年 3 月 29 日

東京高判平成 3 年 3 月 14 日判決（平成元年（ネ）第 3217 号）建物所有権

移転登記抹消登記手続請求控訴事件【データベース名】第一法規法
情報総合データベース【文献番号】22004261【閲覧日】令和3年4
月10日

東京地判平成6年2月1日判決（平成5年（行ウ）第34号）所得税の更
正処分等取消請求事件（税務訴訟資料200号527頁）

東京高判平成6年6月15日判決（平成6年（行コ）第11号）所得税の更
正処分等取消請求控訴事件（税務訴訟資料201号519頁）

横浜地判平成8年11月25日判決（平成7年（行ウ）第15号）所得税更
正処分取消請求事件【データベース名】TKC法律情報データベース
【文献番号】28032108【閲覧日】令和2年10月18日

< 引用裁決例 >

国税不服審判所昭和60年11月26日裁決【データベース名】TKC法律情
報データベース【文献番号】26009010【閲覧日】令和2年12月17
日

国税不服審判所平成6年6月30日裁決（裁決事例集 No.47 p.138.）

【参照文献】

< 書籍及び雑誌等 >

- 浅沼順三郎. 1977. 「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」. 『民商法雑誌』. 77< 2 >.
- 牛嶋勉. 2018. 「第4章 夫婦財産関係と税制」. 金子宏=中里実. 『租税法と民法』. 有斐閣.
- 吉良実. 1978. 「財産分与の課税問題< 2 >」. 『税法学』. 331号.
- 後藤昇=森谷義光=阿部輝男=北島一晃. 2012. 『所得税基本通達逐条解説 (平成24年版)』. 大蔵財務協会.
- 佐藤英明. 2020. 『スタンダード所得税法 [第2版補正2版]』. 弘文堂. 裁判所ウェブサイト. 「家事 令和元年度 36 離婚後の財産分与事件のうち認容・調停成立の内容が財産分与の取決め有りの件数 支払額別支払内容別 全家庭裁判所」. 『司法統計』. < https://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/list_detail?page=8&filter%5BfreewordMode%5D=1&filter%5Bkeyword3%5D%5B0%5D=5&filter%5Btype%5D=1 > 【インターネット閲覧日】令和3年4月10日
- 渋谷雅弘. 2003. 「財産分与と譲渡所得課税」. 『月刊税務事例』. 創刊400号記念論文.
- 島津一郎=松川正毅. 2008. 『基本法コンメンタール [第5版]』. 日本評論社.
- 内閣府. 2014. 「平成25年度男女共同参画社会の形成の状況及び平成26年度男女共同参画社会の形成の促進施策」< https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/gaiyou/pdf/h26_gaiyou.pdf > 【インターネット閲覧日】令和3年1月10日.
- 法務省. 2020. 「種別別 夫婦財産契約の登記の件数 (平成22年～令和元年)」. 『e-Stat 政府統計の窓口』. < https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E7%A8%AE%E9%A1%9E%E5%88%A5%E5%A4%AB%E5%A9%A6%E8%B2%A1%E7%94%A3%E5%A5%91%E7%B4%84%E3%81%AE%E7%99%BB%E8%A8%98%E3%81%AE%E4%BB%B6%E6%95%B0&sort=year_month%20desc&layout=dataset&stat_infid=000031946176&metadata=1&data=1 > 【インターネット閲覧日】令和3年3月28日

＜参照裁判例＞

- 最判昭和 34 年 7 月 14 日第三小法廷判決（昭和 32 年（オ）第 636 号）土地所有権移転登記手続請求上告事件【データベース名】TKC 法律情報データベース【文献番号】27002549【閲覧日】令和 2 年 9 月 27 日
- 最判昭和 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決（昭和 41 年（行ツ）第 102 号）所得税課税金額に対する更正決定取消等請求事件（最高裁判所民事判例集 26 卷 10 号 2083 頁）
- 大阪地判昭和 52 年 6 月 28 日（昭和 50 年（行ウ）第 10 号）所得税賦課決定処分取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】21058420【閲覧日】令和 2 年 10 月 4 日
- 大阪高判昭和 52 年 12 月 23 日（昭和 52 年（行コ）第 18 号）所得税賦課決定処分取消請求控訴事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】21060440【閲覧日】令和 2 年 10 月 4 日
- 最判昭和 53 年 7 月 10 日第一小法廷判決（昭和 53 年（行ツ）第 38 号）所得税賦課決定処分取消請求上告事件（税務訴訟資料 102 号 68 頁）
- 最高裁昭和 53 年 11 月 14 日判決（昭和 53 年（オ）第 706 号）離婚等事件（最高裁判所民事判例集 32 卷 8 号 1529 頁）
- 浦和地判昭和 60 年 9 月 10 日（昭和 59 年（タ）第 13 号）離婚請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】27800422【閲覧日】令和 2 年 11 月 19 日
- 最判平成 3 年 12 月 3 日第三小法廷判決（平成 3 年（行ツ）第 149 号）各所得税更正処分等取消請求上告事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】22005859【閲覧日】令和 3 年 3 月 29 日
- 最判平成 7 年 1 月 24 日第三小法廷判決（平成 6 年（行ツ）第 186 号）所得税の更正処分等取消請求上告事件（税務訴訟資料 208 号 3 頁）
- 東京地判平成 25 年 7 月 26 日判決（平成 24 年（行ウ）354 号）所得税更正処分取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】29026282【閲覧日】令和 3 年 6 月 5 日
- 東京地判平成 25 年 10 月 22 日判決（平成 23 年（行ウ）第 734 号／平成 23 年（行ウ）第 735 号／平成 23 年（行ウ）第 737 号）所得税更正処分取消等請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】29026500【閲覧日】令和 3 年 6 月 5 日
- 東京地判平成 27 年 12 月 11 日判決（平成 25 年（行ウ）631 号）所得税更正処分取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データ

ベース【文献番号】29016097【閲覧日】令和3年6月6日
名古屋地判平成29年6月29日判決 所得税更正処分等取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】28271940【閲覧日】令和3年6月6日
福岡地判平成30年3月14日判決 所得税決定処分取消等請求事件、市民税・県民税更正処分等取消請求事件【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】28281182【閲覧日】令和3年6月6日

< 参照裁決例 >

国税不服審判所昭和49年5月1日裁決【データベース名】TKC法律情報データベース【文献番号】26000780【閲覧日】令和2年12月17日
国税不服審判所昭和50年6月30日裁決【データベース名】第一法規法情報総合データベース【文献番号】26004480【閲覧日】令和2年12月17日